

地方分権に関する基本問題についての  
調査研究会 報告書

(座長：堀場 勇夫)

令和8年3月

一般財団法人 自治総合センター



## はしがき

第1次・第2次地方分権改革では、国と地方の関係を対等・協力の関係に変えるという理念の下、地域が自らの創意と工夫により課題を解決するための制度的基盤の構築が図られてきた。

平成25年6月に「第3次一括法」、平成26年5月に「第4次一括法」が成立し、地方公共団体に対する事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等が進められてきた。

さらに、地方の発意に根ざした取組を推進する新たな手法として、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」が平成26年から導入された。

「提案募集方式」による地方公共団体等からの提案等を踏まえ、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を一層推進するため、平成27年6月に「第5次一括法」が制定された。平成28年度以降も毎年度、一括法の制定により更なる事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等が行われ、令和5年6月には「第13次一括法」が成立した。

このような地方分権に関する種々の改革の進展や課題を視野に入れながら、地方分権に関する基本問題について先進的かつ実践的な調査研究を実施するため、平成16年度に本研究会を設置し、検討を重ねてきた。令和7年度においては、対面・リモートを併用する形式で研究会を開催しており、本報告書は、その成果をとりまとめたものである。

本報告書が、我が国の地方税財政を考える上での一助となれば幸いである。

なお、本研究会は、一般財団法人全国市町村振興協会と一般財団法人自治総合センターが共同で実施したものである。

令和8年3月

一般財団法人 全国市町村振興協会  
理事長 坂本 森 男  
一般財団法人 自治総合センター  
理事長 岡崎 浩 巳



# 地方分権に関する基本問題についての調査研究会

## 委員名簿

令和7年4月現在

座長	堀場 勇夫	青山学院大学名誉教授
座長代理	中井 英雄	前 大阪経済法科大学国際学部教授
	赤井 伸郎	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
	木村 俊介	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科 専任教授
	國崎 稔	愛知大学経済学部教授
	佐藤 主光	一橋大学経済学研究科教授
	宍戸 邦久	新潟大学経済科学部教授
	中里 透	上智大学経済学部准教授
	西川 雅史	青山学院大学経済学部教授
	橋本 恭之	関西大学経済学部教授
	花井 清人	成城大学経済学部教授
	林 正義	東京大学大学院経済学研究科教授
	福重 元嗣	中央大学総合政策学部教授
	御船 洋	中央大学名誉教授
	望月 正光	関東学院大学名誉教授



## 目 次

### 調査報告

- 地方自治体の公共調達 . . . . . 3
- 財務諸表からみえること . . . . . 55



# 調查報告



# 地方自治体の公共調達



西川雅史  
青山学院大学

## 公共調達への印象

- ❖ 発注者である地公体は，性善説の立場から受注者である事業者と取引している。
- ❖ 同じ業界内の事業者は，情報交換しているのは当然である。
- ❖ 企業間の談合（調整）が無いとは思っていないが，それが明瞭に価格をつり上げるようなものではないと考えている。

## 研究したいこと

- ❖ 談合（協力行為）は本当に行われているのか.
- ❖ 談合はどのような形で行われているのか.
- ❖ 談合が発生しやすい条件，発生しにくい条件はあるのか.
- ❖ 談合がもたらす，価格への影響はどの程度なのか.
- ❖ 日本の公共調達を「印象」で捉えない.

視点

視点  
小さっ

# 規模感

行政投資額（合計）：26兆円

行政投資額（道路）：6兆円



周囲の人口は乏しい・・・



必要かもしれないが・・・

# ここへ投資したの・・・

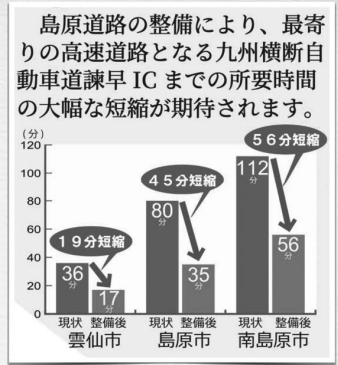
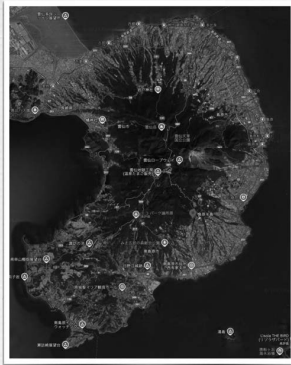
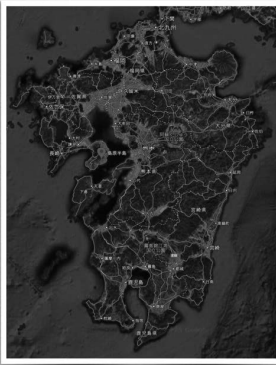


愛媛県黒森峠付近

政策効果を検証するような機会はあるのか？



費用に対する痛痒はあるのか？



車, 走っていないけど

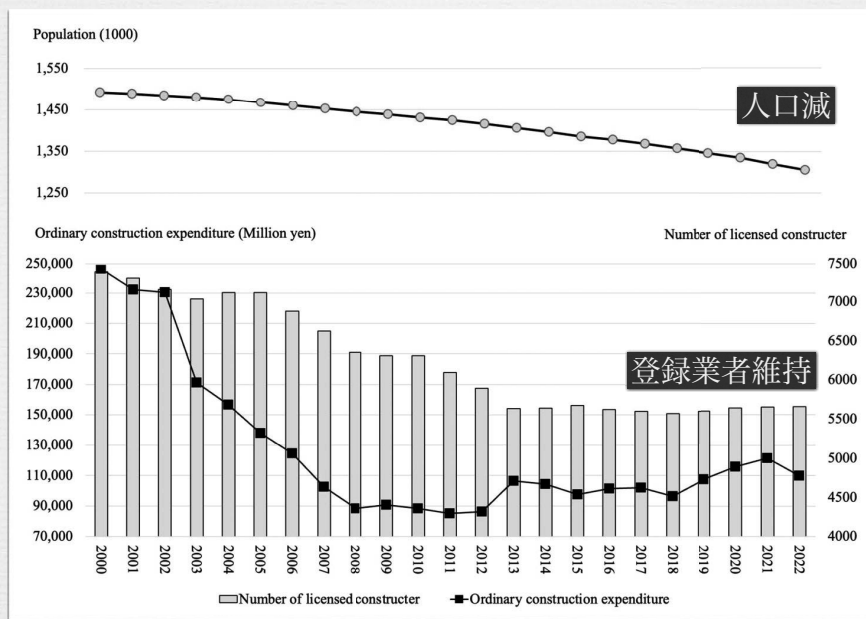


いやいや, 走っているって



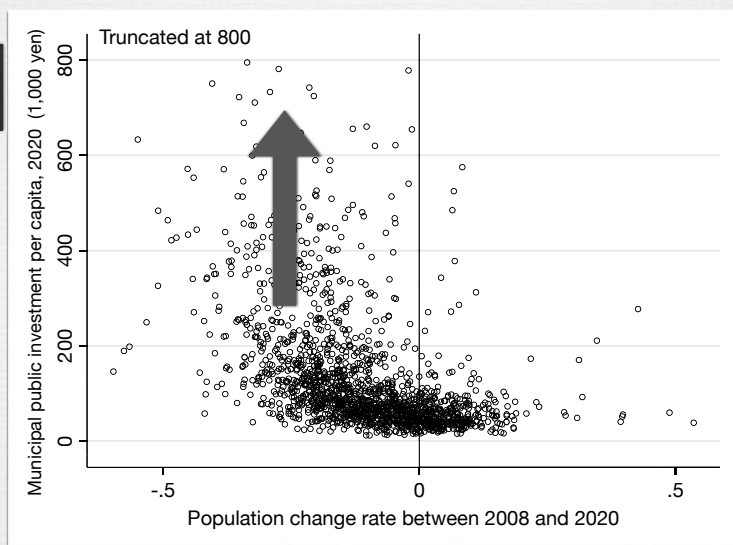
島原から天草まで！  
無料で利用できるなら  
地元住民は大賛成  
だよな・・・

## 人口減でも建設業は維持 (愛媛県)



# 人口減なら建設投資は増加

一人あたり  
建設事業費



過去1年間の人口減少率

こんな調子で、優先順位も、効率性も、よくわからないけれど・・・

せめて、調達を効率化しよう

## ねらいどころ

予定価格 100



入札価格 98



落札価格 88

フロア価格 85

落札率 =  $88/100 = 0.88$

見方を変えると  
予算を12%抑制

行政投資額（合計）：26兆円

行政投資額（道路）：6兆円

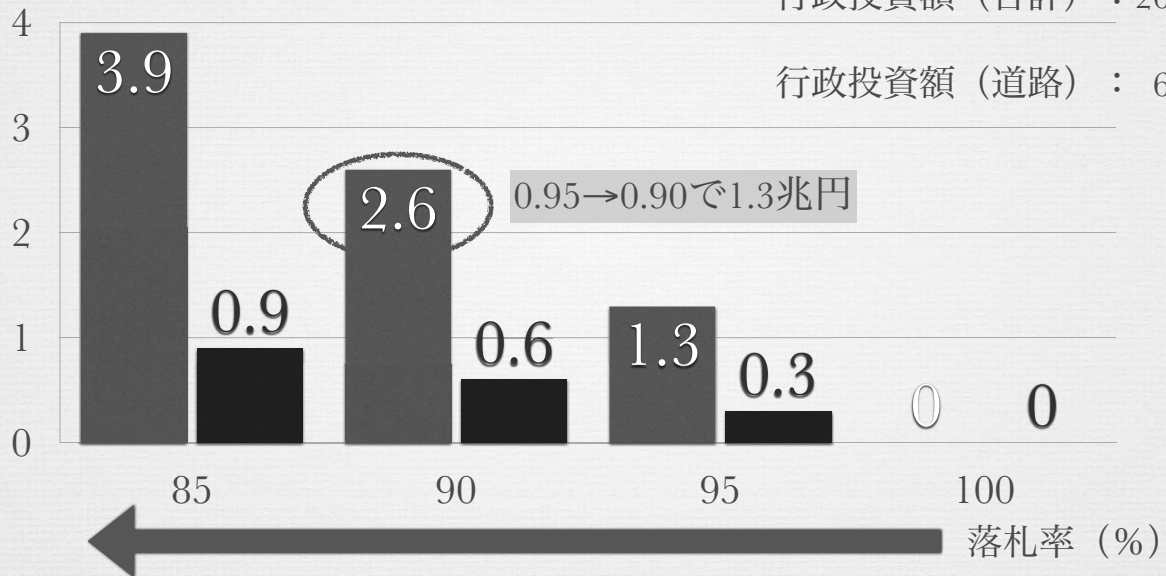
これを改善したら・・・

## 規模感

単位：兆円

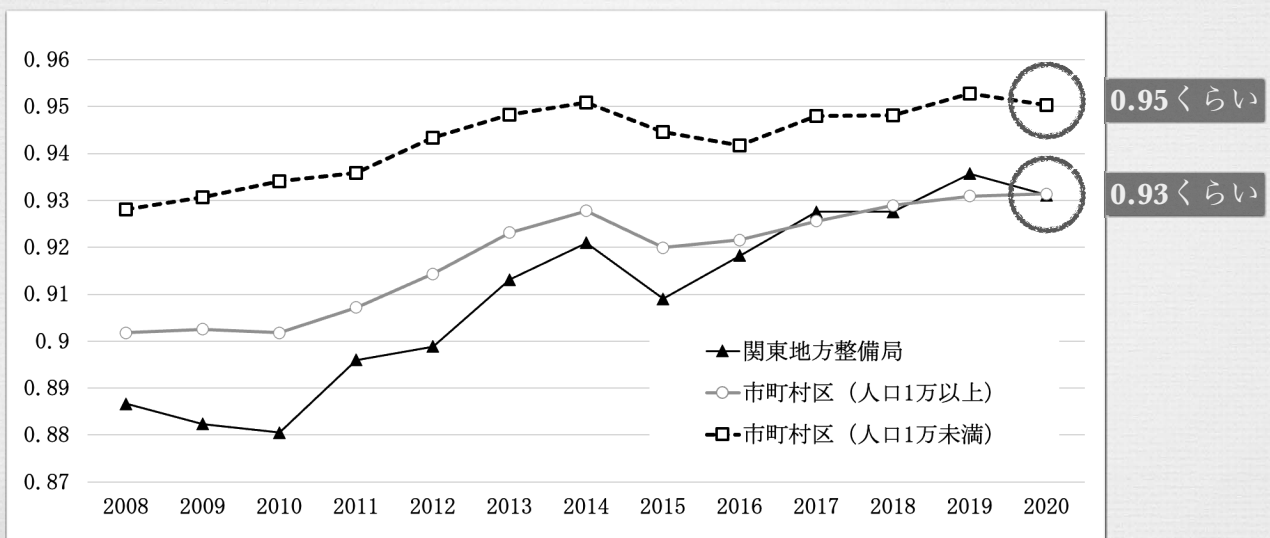
行政投資額（合計）：26兆円

行政投資額（道路）：6兆円

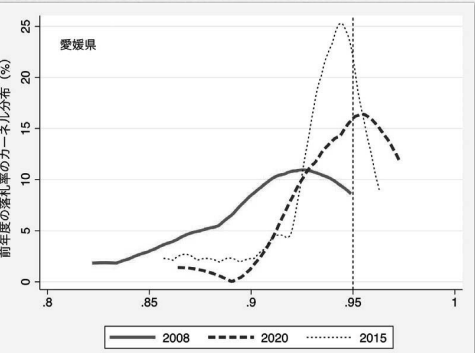
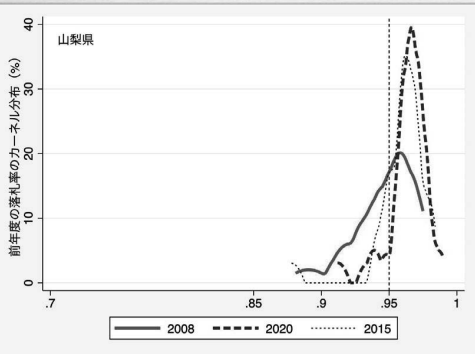


落札率は下げられるのだろうか・・・

## 落札の推移（2008→2020）



地域差は意外に大きい



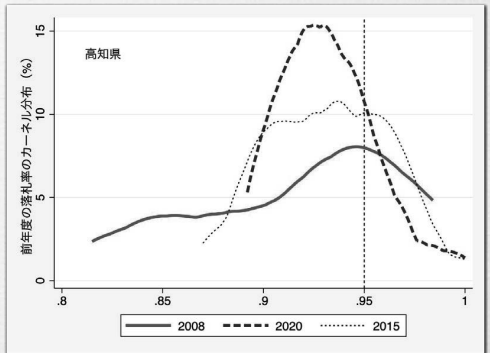
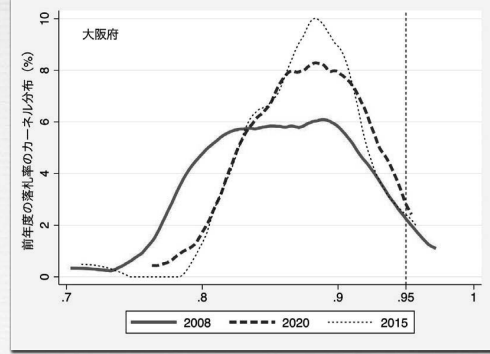
都道府県別

市町村の落札率の分布

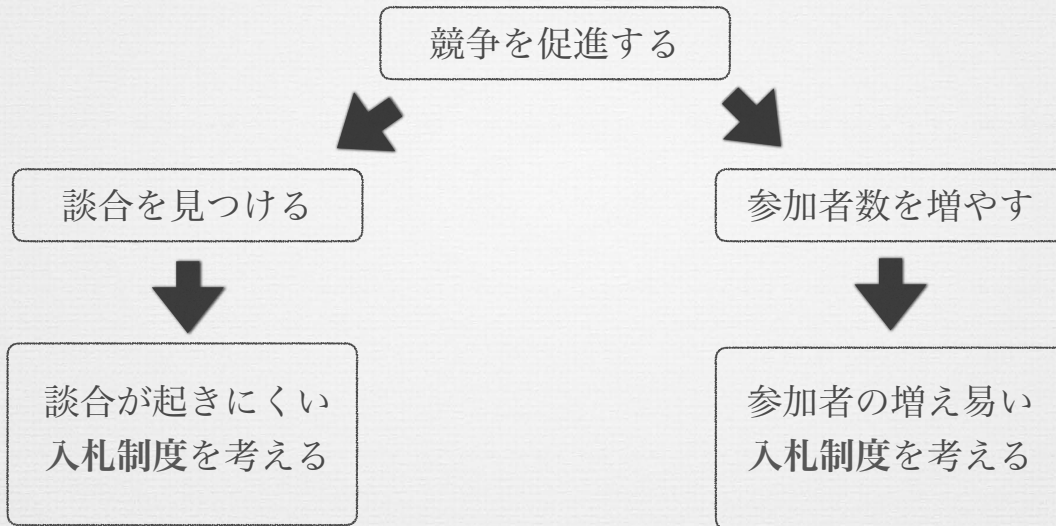
山梨は高い

大阪は地域差大

高知県はなぜ？



落札率は下げられるのだろうか・・・



## 参加者数を増やす

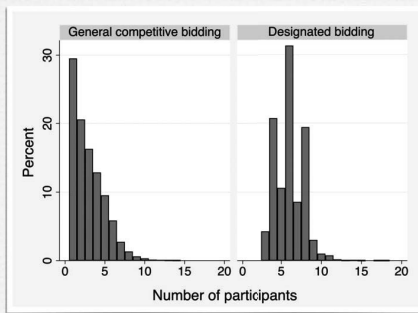
Home > Local Government in Japan > Chapter  
Bidding Behavior, Contract Prices, and  
Participant Numbers in Japanese Prefectural  
Procurement  
Chapter | First Online: 22 January 2015  
pp 229–254 | Cite this chapter



### 直感の補足

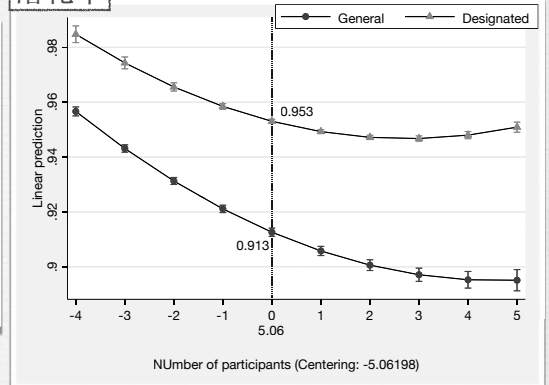
参加者数	入札件数	落札率
1	9	0.9699
2	34	0.9335
3	218	0.9252
4	494	0.9243
5	375	0.9104
6	1014	0.9223
7	172	0.9143
8	205	0.9224
9	14	0.9256
10	1	0.8750
<b>Total</b>	<b>2536</b>	<b>0.9210</b>

舗装工事



指名競争の方が多い

### 落札率

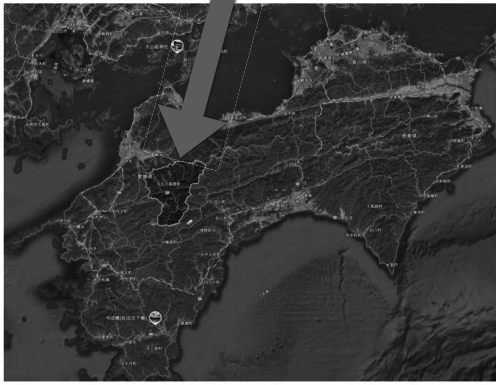


現状よりも+3ぐらいの参加者が必要

# 談合を見つける

愛媛県・久万高原町

ここは、やってそうでしょ



いや、そうでもない

## 研究ノート

地方自治体の公共調達の一断面\*

西川 雅史

1. 序
- 1.1 公共工事での談合と黒札率
2. 愛媛県発注工事の概況
- 2.1 調査の概要
- 2.2 談合の概要
3. 全国発注案件への発注工事
- 3.1 ホームラン・アップランページ
- 3.2 競争入札制度の成り立ち
4. 行先別の概況
- 4.1 入札参加者数の変化と関係
- 4.2 黒札率の急増と関係
5. まとめ
- 参考文献

1. 序  
本稿の目的は、これまでに談合事件に関する報告がなされていらないものの、黒札率が恒常的に高く、ともすれば談合が生じているのではないかと指摘される小規模自治体の一例として愛媛県久万高原町を取り上げ、事例研究のスタイルで入札参加者の応札行動（入札価格）へ接近し、黒札率を高めたりさせている内情を理解することにある。なお、その作業過程で、解明されるべき事象が明らかとなり、今後の指針として提示される。

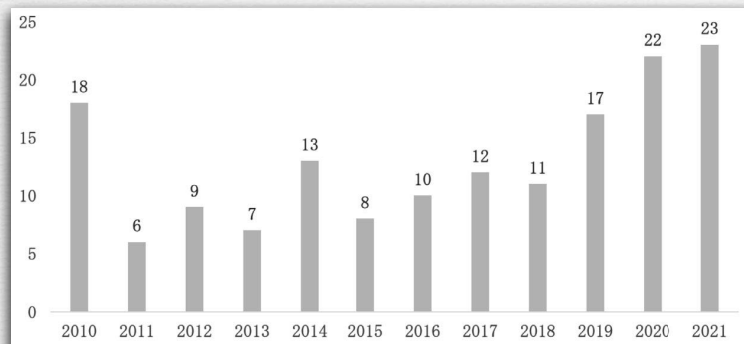
\* 本研究は、前山学院大学経済学研究部研究プロジェクト（2320）の支援を受けた。入札データについては、愛媛県自治体協会の協力を得た。建設業の汚職については既に既述よりアライズを受けた。記して謝意を表す。



2025年2月12日  
久万高原町  
官製談合発覚

だめじゃん

## 官製談合ではなく，業者間談合へ焦点



最低制限価格（付近）での  
価格漏洩が「官製談合」と  
なった事件の数（新聞記事  
より手計算）

なので，外部から見つけられる談合は**価格が割高な場合**

でも，そこが狙いどころなので，問題なし

気持ちを切り替えて

## 本題

## 使用データ

- ❖ 愛媛県発注工事（2014年6月～2022年3月）

工事の「請負」とコンサルの「委託」がある

- ❖ 工事請負契約（約2.2万件，約1300社，約のべ**11.3**万回の入札）

# 調達制度の整理

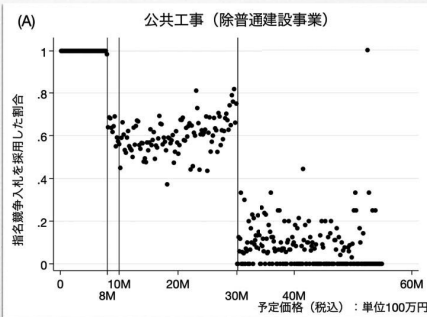
## 都道府県別の価格情報の公開のタイミング

Disclosure Timing	予定価格	最低制限価格	低入札価格調査基準価格
事前公開	13	2	1
事後公開	18	40	46
事前・事後の使い分け	16	1	-
非公開・制度なし	-	4	-

入札価格率は「狙える」

## 愛媛県の入札様式概要

入札制度	勝者の決め方		落札率の平均値	参加者数		入札件数	フロア価格導入件数
	最小価格	MEAT		実測	Effective		
一般競争入札	.	5	0.897	5.60	5.00	5	0
事後審査型一般競争入札	.	6,827	0.933	2.96	2.87	6,827	0
指名競争入札	15,430	.	0.953	6.02	4.16	15,430	3
随意契約	98	.	0.954	1.11	1.00	98	96
Total	15,528	6,832	.	5.06	3.75	22,360	99



入札制度の選択  
予定価格で決まる

# 直感的な説明

# 理論的には・・・

$$\text{入札の期待利得} = f(B) \times (B-C)$$

B：入札金額

C：工事費用

$f(B)$ ：落札確率は入札金額の関数

## 入札理論の前提

$$\text{入札の期待利得} = f(B) \times (B-C)$$

B：入札金額

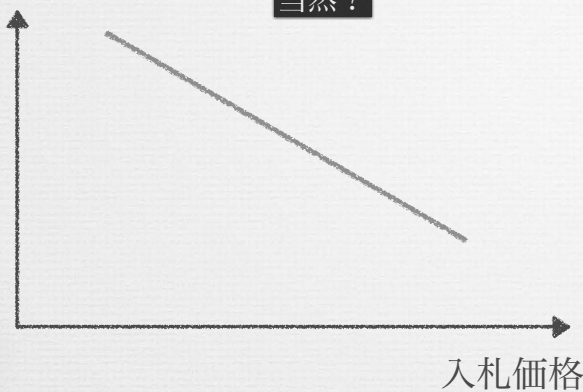
C：工事費用

$f(B)$ ：落札確率は入札金額の関数

勝率の確率

$f(B)$

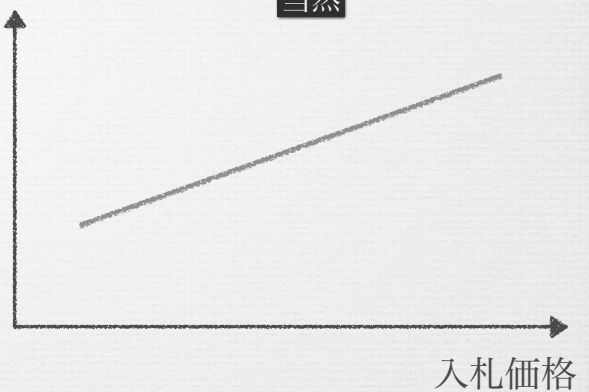
当然？



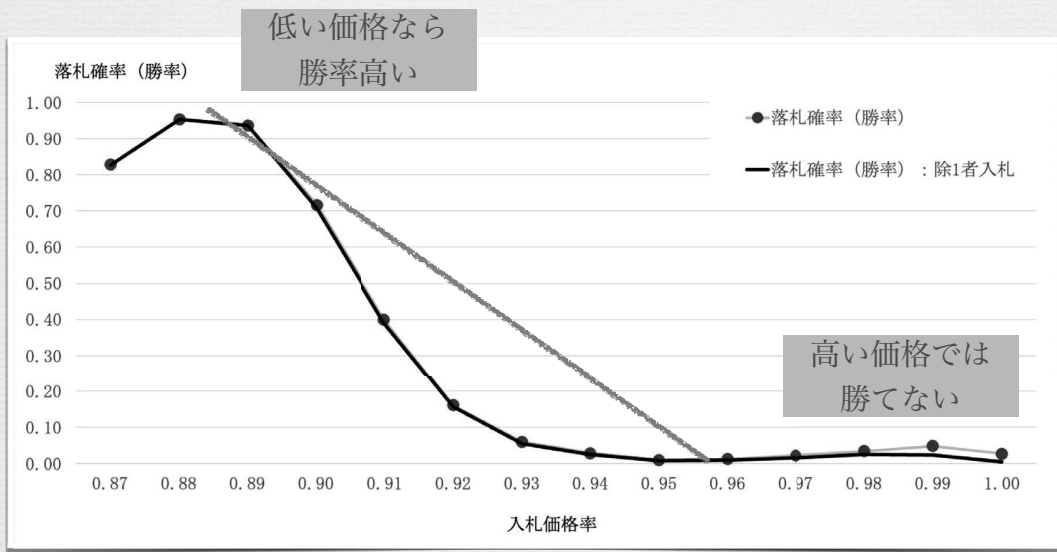
利幅・利ざや

(B-C)

当然



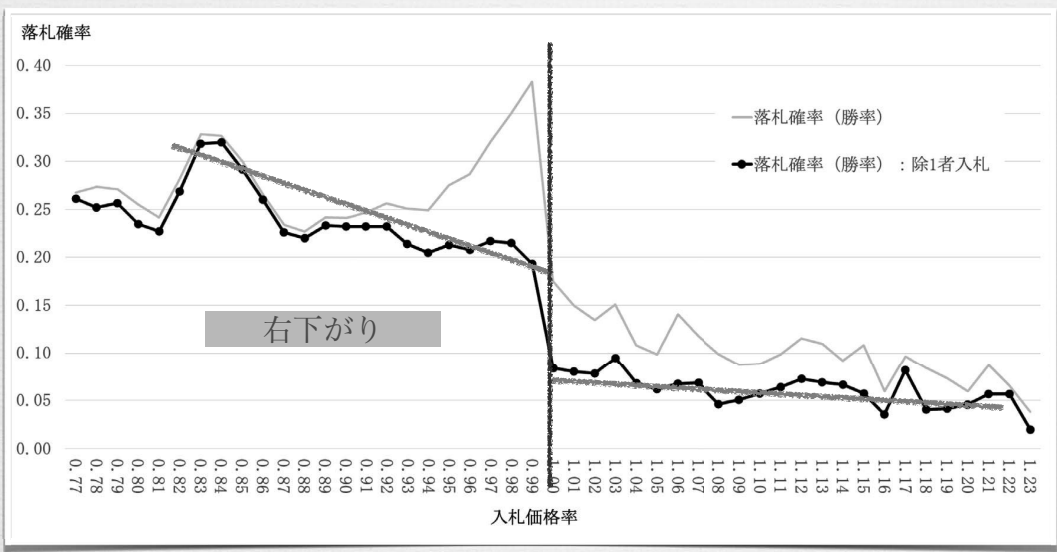
### 愛媛県（2014-2021年度）の「委託契約」の入札結果



予定価格が事前公表のため、予定価格をこえた入札はない

経済理論にそった現実が観測される（価格が高いほど勝てない！）

### 関東地方整備局（2008-2021年度）の「工事請負」の入札結果

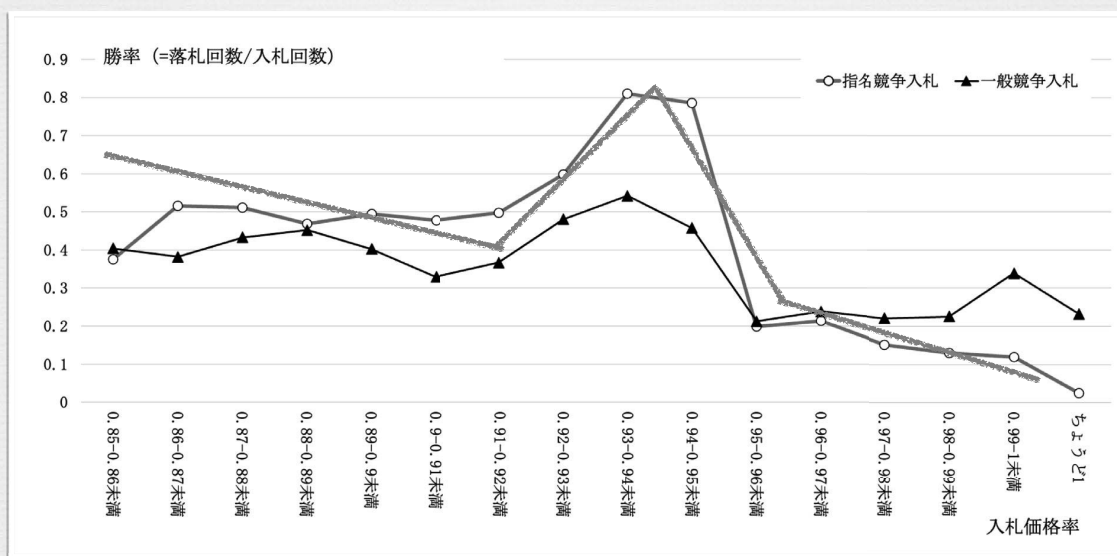


予定価格が事後公開のため、予定価格をこえた入札がある

1回目で予定価格を超えても、2回目の入札で落札することがある

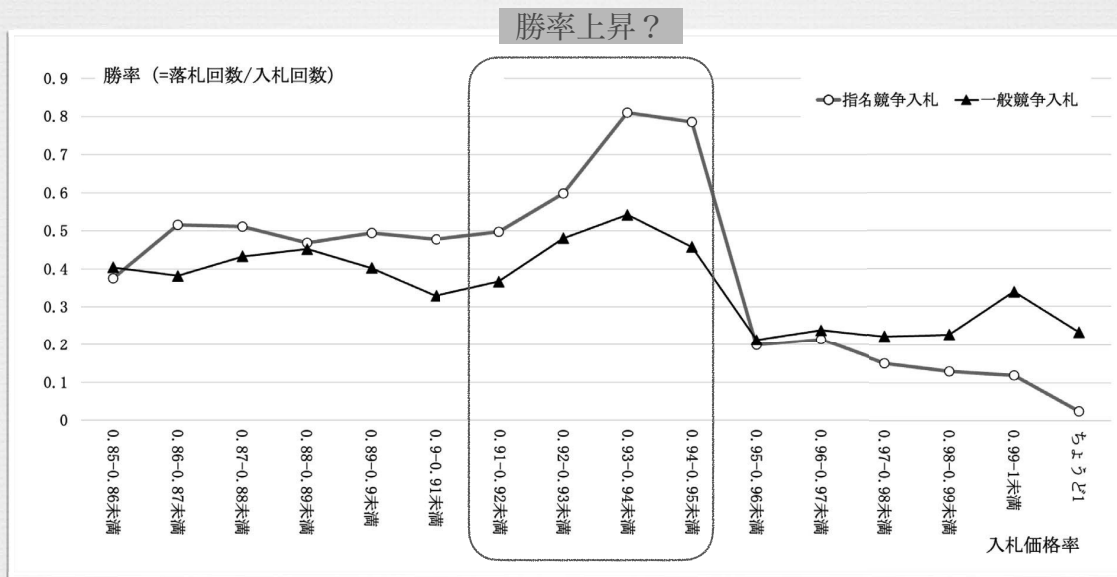
普通は入札価格が高いほど、勝利の確率は低い（右下がり！）

## 愛媛県（2014-2021年度）の「工事請負」の入札結果



なぜ、0.93～0.94の入札価格率は勝率（落札する割合）が高いのか？

## 愛媛県（2014-2021年度）の「工事請負」の入札結果



なぜ、0.93～0.94の入札価格率は勝率（落札する割合）が高いのか？

なんで、こんなことが起きるの？

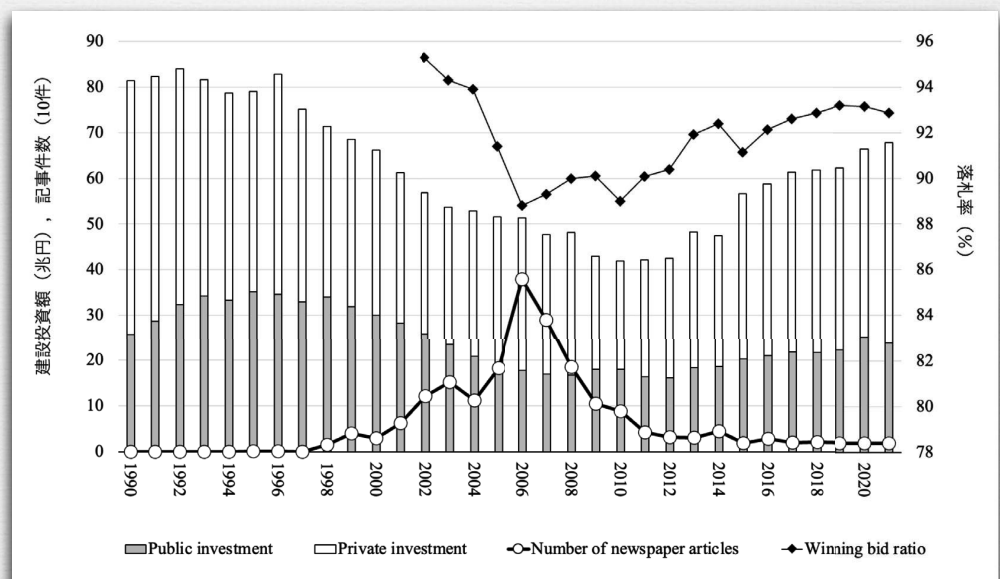
95%ルール

# 95%ルールの誕生

年	出来事	備考
1993-4	ゼネコン汚職事件	建設大臣、宮城県知事、茨城県知事、仙台市長が逮捕
2001	『入札制度改革に関する提言と入札中競争入札報告書』	落札率に注目
2002	『落札率・談合疑惑度調査』	全国市民オンブズマン連絡会議
2002	官製談合防止法制定	
2005.6	<b>脱談合宣言しても減らないじゃん！ &lt;= 国民関心・監視高まる</b>	
2005.12	脱談合宣言	鹿島、清水、大林、大成が共同で談合決別宣言を表明
2006.10~	官製談合事件	福島県前知事、和歌山県前知事、宮崎県前知事が逮捕
2007.02	名古屋市地下鉄談合事件発覚	落札者のみが予定価格の95未満で入札
2007	『落札率・談合疑惑度調査』 (2007)	全国市民オンブズマン連絡会議 「95%ルール」
2007.06	『建設産業政策 2007~大転換期の構造改革~』	建設産業政策研究会 (国土交通大臣の研究会)

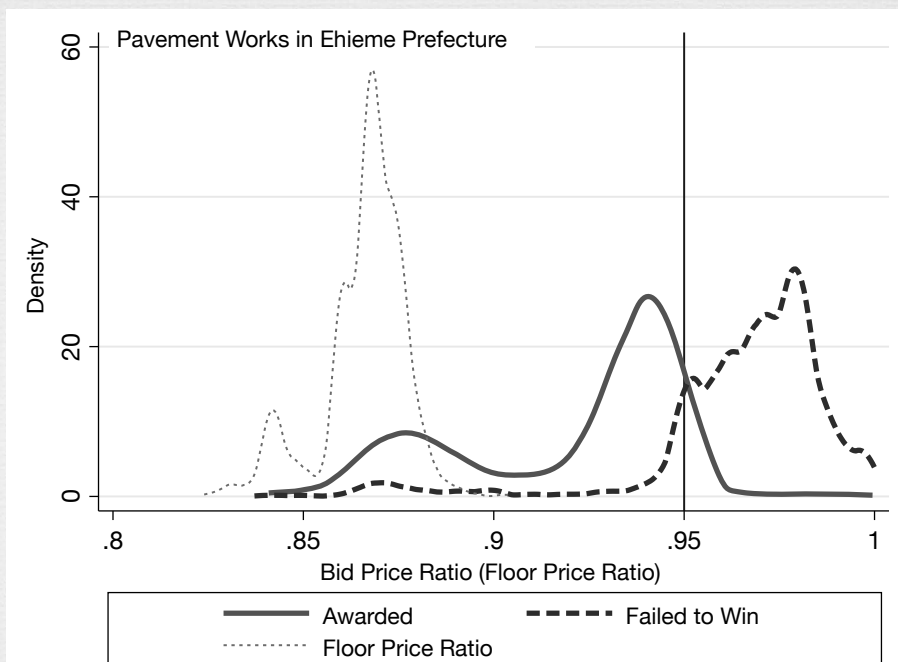
## 建設投資額，新聞記事数，落札率（関東地方整備局）

新規事件数は「談合」と「落札率」が同時に載った回数



# 仮説

- (a) 勝ちを譲る予定の者が0.95よりも高い入札価格率で入札する
- (b) 落札する予定の者が0.95未満の入札価格率で入札する



愛媛県発注の舗装工事における入札率の分布

## 仮説

- (a)勝ちを譲る予定の者が0.95よりも高い入札価格率で入札する
- (b)落札する予定の者が0.95未満の入札価格率で入札する
- (c) 0.95を越える入札価格率での落札者はいなくなる（落札確率がゼロに近づく）
- (d) 0.95を下回る入札価格率での落札者の割合は高くなる（落札確率が1に近づく）
- (e) (c)と(d)から、0.95を閾値として、その前後で落札確率に大きな乖離が生じる

落札率は95%直下

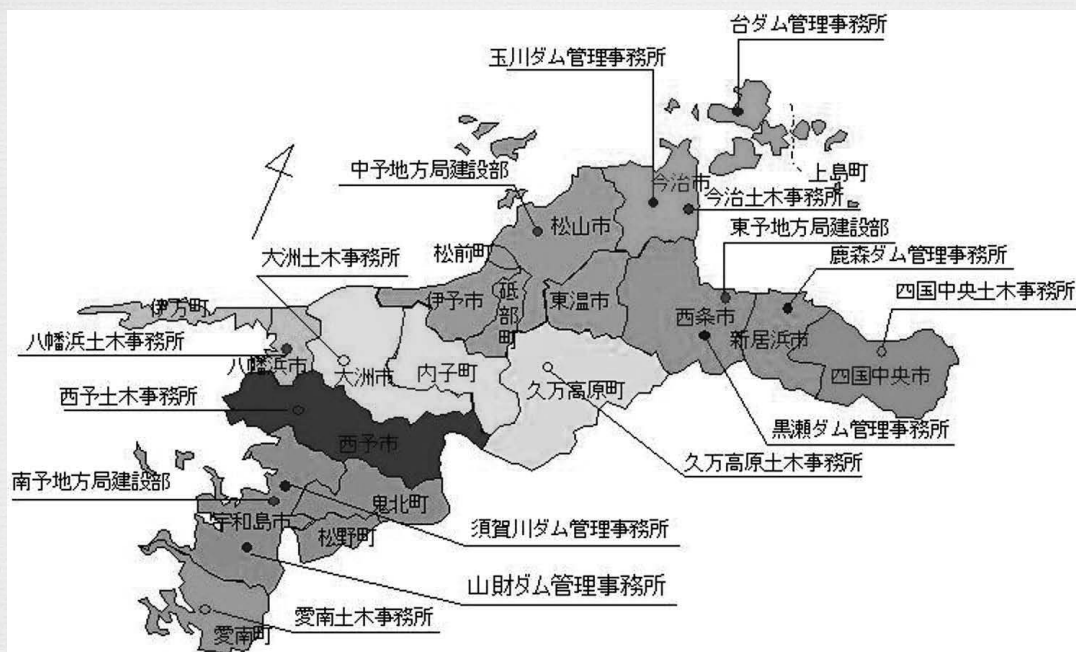


## 実証分析の要点

- 工種**      ❖ 工種を舗装に限定（品質一定という仮定が妥当しやすい）
- 入札方式**      ❖ 指名競争入札と一般競争入札を区分
- 市場環境**      ❖ 工事箇所の違い（20町村と「広域」）を区分  
=>ライバル企業数，受注額で測ったHH指数を使って  
「独占的市場」と「競争的市場」で分ける

# 愛媛県の舗装工事に注目

- ❖ サンプル数が多い（分析しやすい）
- ❖ 作業内容が単純で、品質を一定と仮定しやすい（論理が簡明）  
=>企業は入札価格最大化，調達者は価格最小化
- ❖ 全工種をチェックして95%ルールがある見込みが高かった（笑）
- ❖ 愛媛県の舗装工事：2014-2022，2500件（のべ13000回の入札）



## 管区別はダメ・・・

たとえば、東予地方局建設部（土木事務所のある今治市と四国中央市を除く）

西条市：地元企業のSa-4社が約2/3を受注し、Sa-3社が約1/4を受注しており、  
「1強+1」。

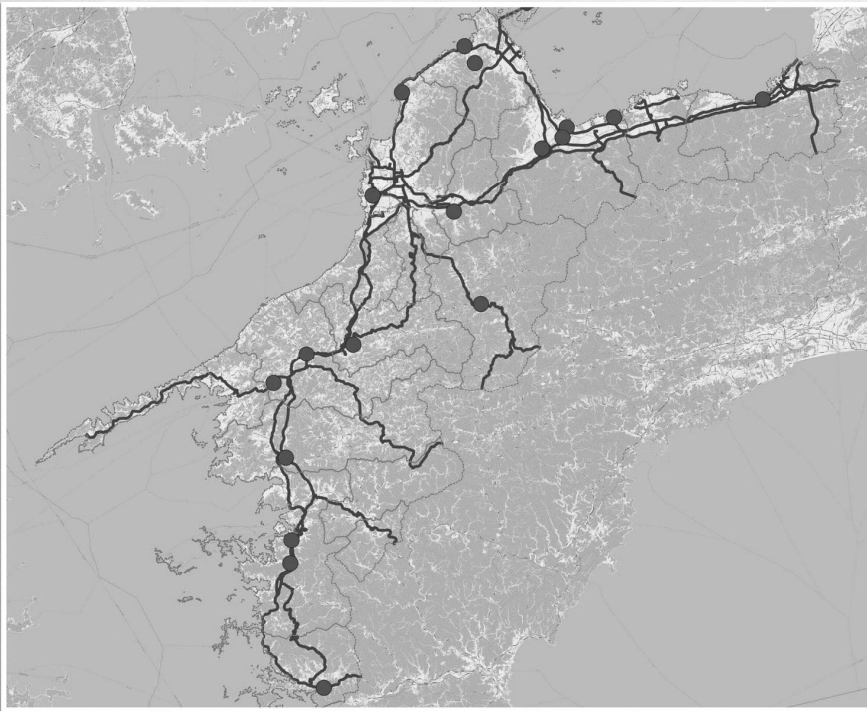
新居浜市：N-4社とM-4社がそれぞれ全体の約1/3を受注し、それ以外の1/3  
を4社が分け合う。いわば「2強+4」。

上島（かみじま）町：今治市に本社を置くSa-2社などが主として受注

愛媛県発注こうじであるが、市町村別に市場は分割されている

## 競争性の違いを生む要因

マーケットの大きさ（発注額）と企業配置



アスファルト混合所の  
所在地

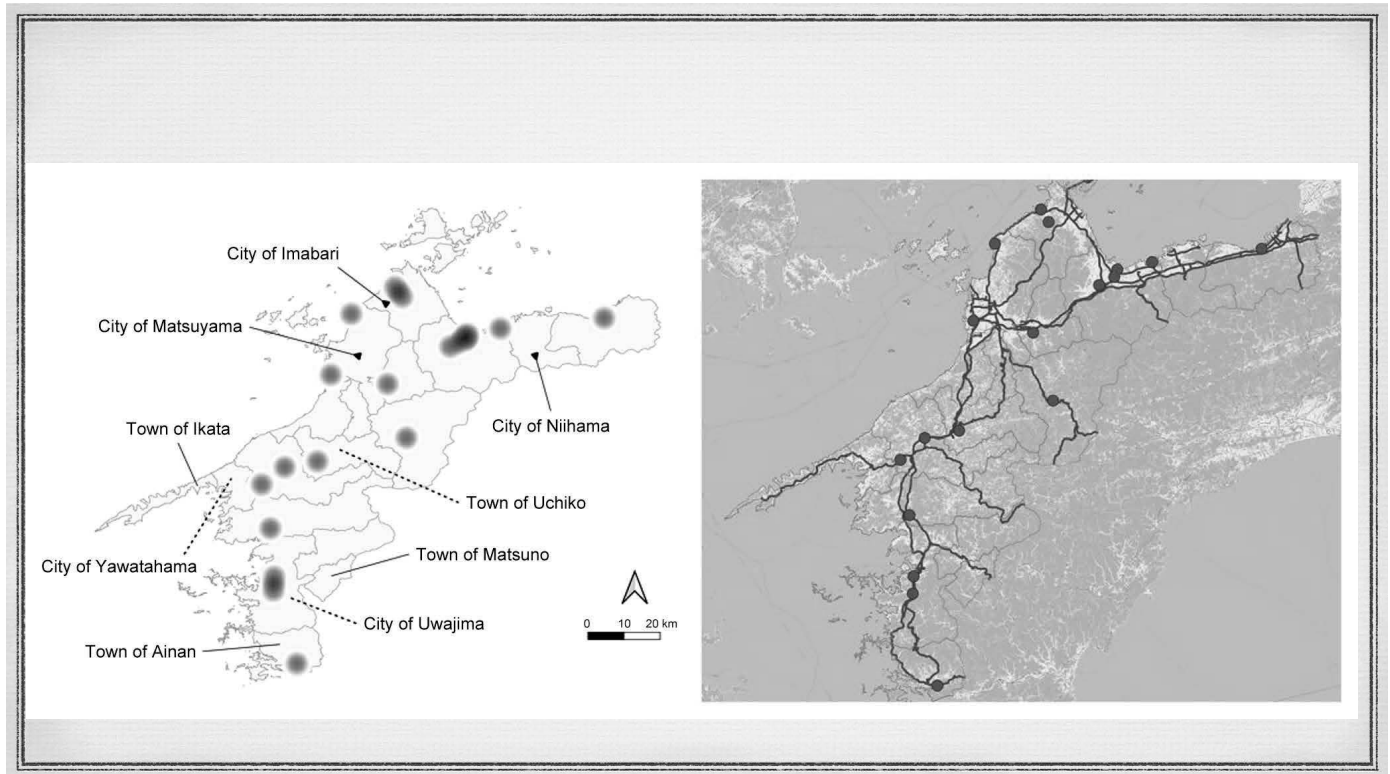
- 都市部
- 高規格幹線道路沿い



ライバルが多くなりがち

## 地域差（分割された市場環境）

	HHI	等規模換算企業数	常連企業数	平均落札率	舗装工事額 (円)	人口	人口密度	フロア価格で 落札	総案件数
松山市	0.24	4.09	4	0.889	42.33	511,192	1191	36	293
今治市	0.27	3.72	3	0.925	26.65	151,672	362	1	293
宇和島市	0.95	1.06	1	0.946	13.93	70,809	151		158
八幡市	0.57	1.77	2	0.943	10.00	31,987	241		86
新居浜市	0.25	3.97	2	0.933	13.64	115,938	494		125
西条市	0.50	2.01	3	0.889	15.85	104,791	205		163
大洲市	0.50	1.99	2	0.937	13.38	40,575	94		169
伊予市	0.79	1.27	1	0.891	7.55	35,133	181	16	70
四国中央市	0.64	1.57	2	0.938	14.60	82,754	196		146
西予市	0.51	1.97	4	0.925	18.66	35,388	69		267
東温市	0.82	1.21	1	0.886	7.13	33,903	160	8	60
上島町	0.46	2.16	0	0.936	2.88	6,509	214		22
久万高原町	0.63	1.58	2	0.924	12.49	7,404	13	2	203
松前町	1.00	1.00	1	0.893	2.94	29,630	1452	1	24
砥部町	0.55	1.83	1	0.894	5.13	20,480	202	6	51
内子町	0.35	2.88	4	0.934	8.52	15,322	51		134
伊方町	1.00	1.00	1	0.929	7.34	8,397	89		65
松野町	1.00	1.00	1	0.943	2.03	3,674	37		30
鬼北町	0.85	1.17	1	0.942	8.62	9,682	40	1	69
愛南町	1.00	1.00	1	0.938	5.71	19,601	82		80
広域・複数	0.41	2.47	0	0.892	7.84				27



所在地	事業者名 (落札経験あり)	競争的市場		ほぼ独占	寡占的市場		独占的市場		合計 (事業者別)	
		松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	内子町	伊方町	松野町		愛南町
松山市	M-1		16						16	
松山市	M-2	62		2	23	54	65	80	564	
松山市	M-3		12						15	
松山市	M-4	4							4	
松山市	M-5	48	1						50	
松山市	M-6	77							77	
松山市	M-7	19							27	
松山市	M-8	10					一者受注		19	
松山市	M-9	72		2					406	
今治市	I-1		89						92	
今治市	I-2		93						96	
今治市	I-3		78						97	
宇和島市	Uw-1			154				30	250	
八幡浜市	Y-1				63				98	
内子町	Uc-1	多社受注				41			80	
大洲市	O-2					23			113	
大洲市	O-3					16			94	
西条市	Sa-4		4						118	
東温市	To-1	1							13	
	合計 (市町別)	293	293	158	86	134	65	30	80	2,535
	1件あたり平均参加者数	5.314	5.457	5.430	4.570	5.231	5.000	5.500	5.263	
	平均落札率	0.889	0.925	0.946	0.943	0.934	0.929	0.943	0.938	
	HHI (受注した予定価格の8年合計で計算)	0.244	0.269	0.947	0.565	0.347	1	1	1	
	HHIの逆数 (等規模換算企業数)	4.093	3.723	1.056	1.768	2.881	1	1	1	
	発注総額 (8年地域合計: 億円)	42.3	26.7	13.9	10.0	8.5	7.3	2.0	5.7	

## (例外) 松前町

M-2社がすべての案件を落札してるのに

## 松前町（愛媛県発注舗装工事）は独占

入札案件	一般競争入札										指名競争入札												
	M-2	M-5	M-6	M-8	M-9	I-3	Sk-2	ZZ-1	ZZ-2	M-2	M-5	M-6	M-7	M-8	M-9	I-1	I-2	I-3	Sa-4	O-1	O-2	To-1	Uc-1
案件1	.	.	.	.	.	.	.	.	.	0.934	0.985	0.973	.	.	0.959	.	.	.	.	.	.	.	0.974
案件2	0.844	0.962	.	.	0.951	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
案件3	.	.	.	.	.	.	.	.	.	0.933	0.950	0.967	.	.	0.950	.	.	.	.	0.972	0.981	.	0.952
案件4	.	.	.	.	.	.	.	.	.	0.933	0.950	0.965	.	.	0.953	.	.	.	.	0.972	0.972	.	0.959
案件5	0.869	0.946	0.950	0.874	0.940	.	.	0.874	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
案件6	.	.	.	.	.	.	.	.	.	0.865	0.898	0.991	0.865	.	0.950	.	.	.	.	0.980	0.987	.	0.966
案件7	0.889	0.943	0.946	.	0.950	.	0.979	.	0.882	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
案件8	0.887	0.947	.	.	0.960	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
案件9	0.888	0.947	.	.	0.958	.	.	.	0.880	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
案件10	0.885	0.950	0.959	.	0.955	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
案件11	0.887	0.949	0.944	.	0.956	.	0.978	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
案件12	0.885	0.950	0.959	.	0.951	0.985	0.979	.	.	0.867	0.952	0.976	0.897	0.867	0.992	.	.	.	.	.	.	0.999	
案件13	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
案件14	0.883	0.961	0.955	.	0.955	.	0.980	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
案件15	0.884	0.951	0.958	.	0.962	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
案件16	0.888	0.959	0.953	.	0.960	.	0.977	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
案件17	0.885	0.949	0.963	.	0.960	.	0.978	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
案件18	.	.	.	.	.	.	.	.	.	0.935	0.950	0.965	.	.	0.962	.	.	0.988	.	.	.	.	.
案件19	.	.	.	.	.	.	.	.	.	0.933	0.950	0.968	.	.	0.961	0.968	.	.	0.996	.	.	.	.
案件20	.	.	.	.	.	.	.	.	.	0.863	0.949	0.970	0.956	0.863	0.963	.	.	.	.	.	.	.	.
案件21	.	.	.	.	.	.	.	.	.	0.936	0.959	0.993	.	.	0.957	.	0.970	.	.	0.975	.	.	.
案件22	0.879	0.950	0.975	0.873	0.966	.	0.981	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
案件23	0.886	0.950	0.958	.	0.892	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
案件24	0.884	0.950	0.967	0.871	0.891	.	0.982	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

一般競争入札には「逆転勝ち」だった事例もある

## 制度差（入札方式の違い）

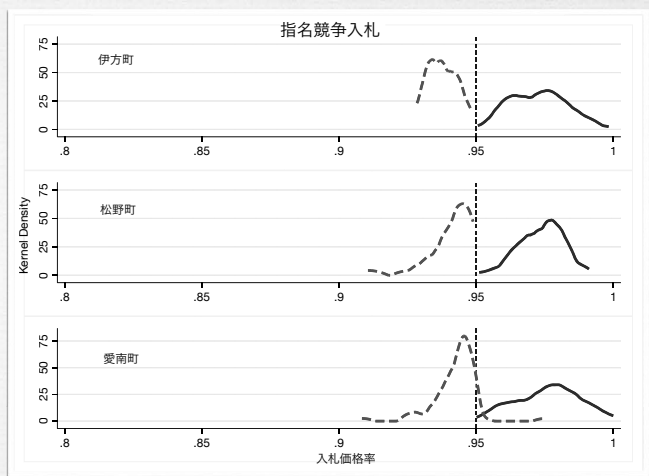
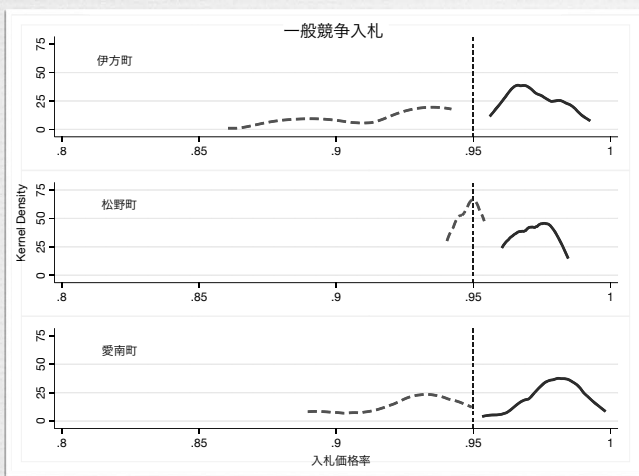
### 松前町（愛媛県発注舗装工事）はコンテストابل

入札案件	一般競争入札										指名競争入札												
	M-2	M-5	M-6	M-8	M-9	I-3	Sk-2	ZZ-1	ZZ-2	M-2	M-5	M-6	M-7	M-8	M-9	I-1	I-2	I-3	Sa-4	O-1	O-2	To-1	Uc-1
案件1	.	.	.	.	.	.	.	.	.	0.934	0.985	0.973	.	.	0.959	.	.	.	.	.	.	.	0.974
案件2	0.844	0.962	.	.	0.951	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
案件3	.	.	.	.	.	.	.	.	.	0.933	0.950	0.967	.	.	0.950	.	.	.	.	0.972	0.981	.	0.952
案件4	.	.	.	.	.	.	.	.	.	0.933	0.950	0.965	.	.	0.953	.	.	.	.	0.972	0.972	.	0.959
案件5	0.869	0.946	0.950	0.874	0.940	.	.	0.874	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
案件6	.	.	.	.	.	.	.	.	.	0.865	0.898	0.991	0.865	.	0.950	.	.	.	.	0.980	0.987	.	0.966
案件7	0.889	0.943	0.946	.	0.950	.	0.979	.	0.882	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
案件8	0.887	0.947	.	.	0.960	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
案件9	0.888	0.947	.	.	0.958	.	.	.	0.880	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
案件10	0.885	0.950	0.959	.	0.955	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
案件11	0.887	0.949	0.944	.	0.956	.	0.978	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
案件12	0.885	0.950	0.959	.	0.951	0.985	0.979	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
案件13	.	.	.	.	.	.	.	.	.	0.867	0.952	0.976	0.897	0.867	0.992	.	.	.	.	.	.	0.999	.
案件14	0.883	0.961	0.955	.	0.955	.	0.980	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
案件15	0.884	0.951	0.958	.	0.962	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
案件16	0.888	0.959	0.953	.	0.960	.	0.977	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
案件17	0.885	0.949	0.963	.	0.960	.	0.978	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
案件18	.	.	.	.	.	.	.	.	.	0.935	0.950	0.965	.	.	0.962	.	.	0.988	.	.	.	.	.
案件19	.	.	.	.	.	.	.	.	.	0.933	0.950	0.968	.	.	0.961	0.968	.	0.996	.	.	.	.	.
案件20	.	.	.	.	.	.	.	.	.	0.863	0.949	0.970	0.956	0.863	0.963	.	.	.	.	.	.	.	.
案件21	.	.	.	.	.	.	.	.	.	0.936	0.949	0.993	.	.	0.957	.	0.970	.	.	0.975	.	.	.
案件22	0.879	0.950	0.975	0.873	0.966	.	0.981	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
案件23	0.886	0.950	0.958	.	0.892	.	0.987	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
案件24	0.884	0.950	0.967	0.871	0.891	.	0.982	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

（一般競争）コンテストابل；（指名競争）ピンポイントで低価格競争

# 95%ルールの特徴

愛媛県が発注する工事を工事箇所に応じて市町村ごとに再整理

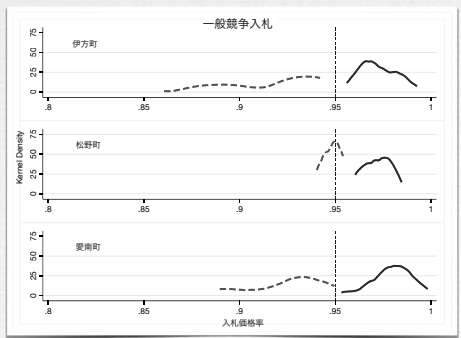


勝者は0.95未満で入札し、敗者は0.95以上で入札する

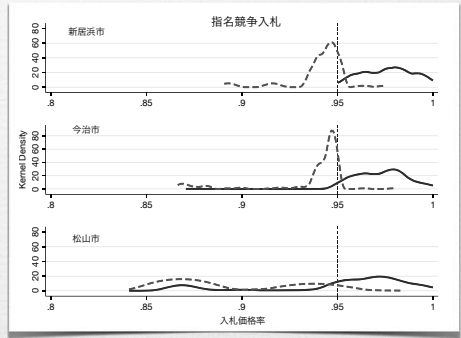
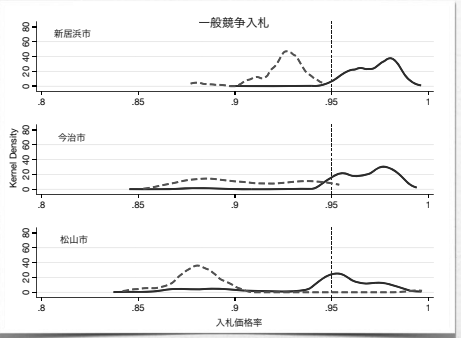
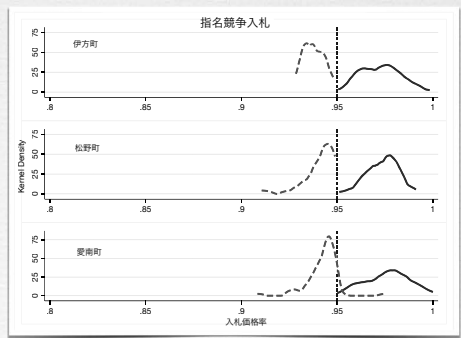
一者受注市場

多社受注市場

一般競争入札

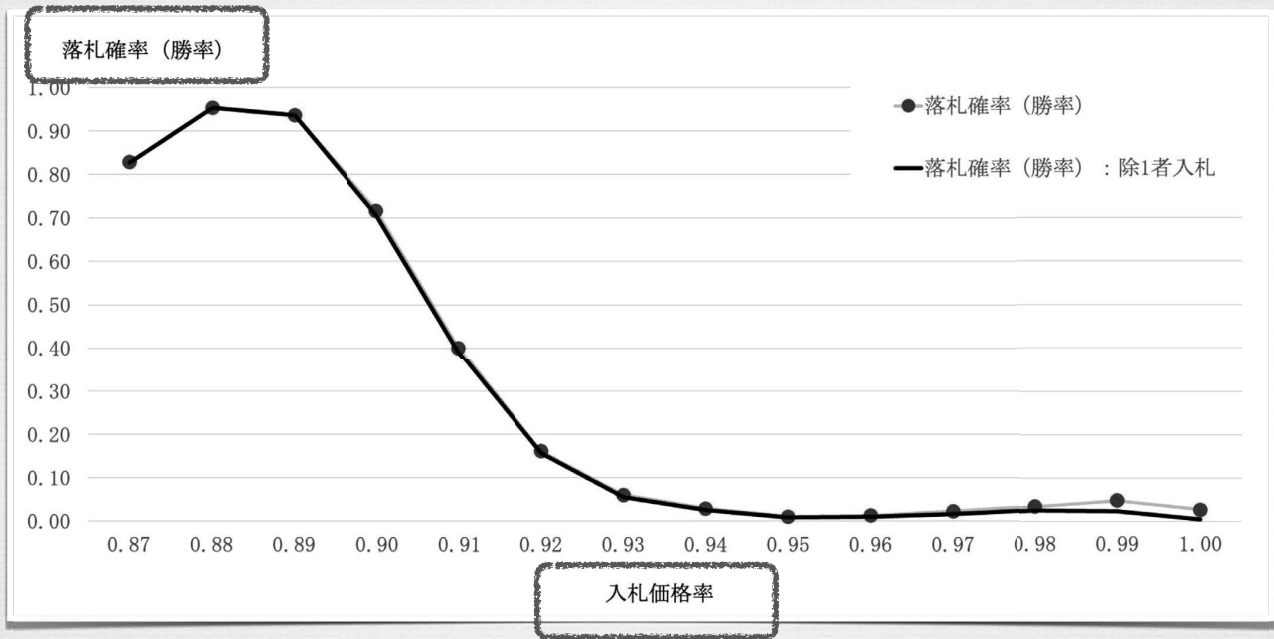


指名競争入札

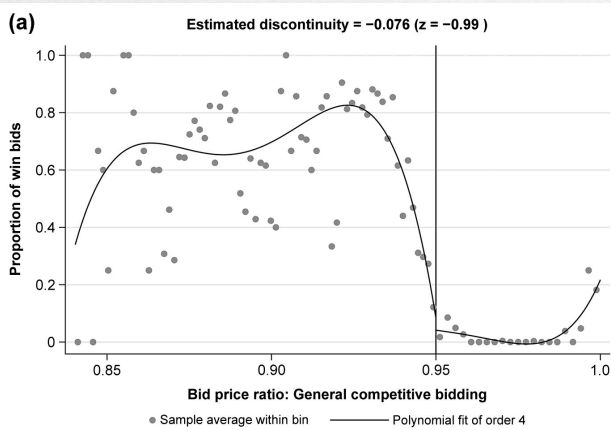


分析結果

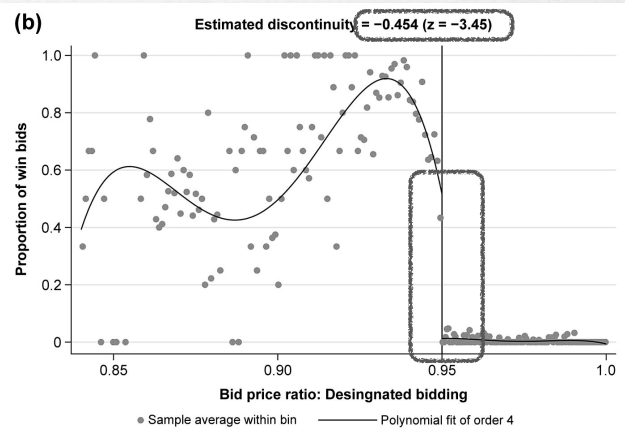
ベンチマーク (再掲：愛媛県の業務委託契約の場合)



愛媛県発注舗装工事 (2014-2022年)



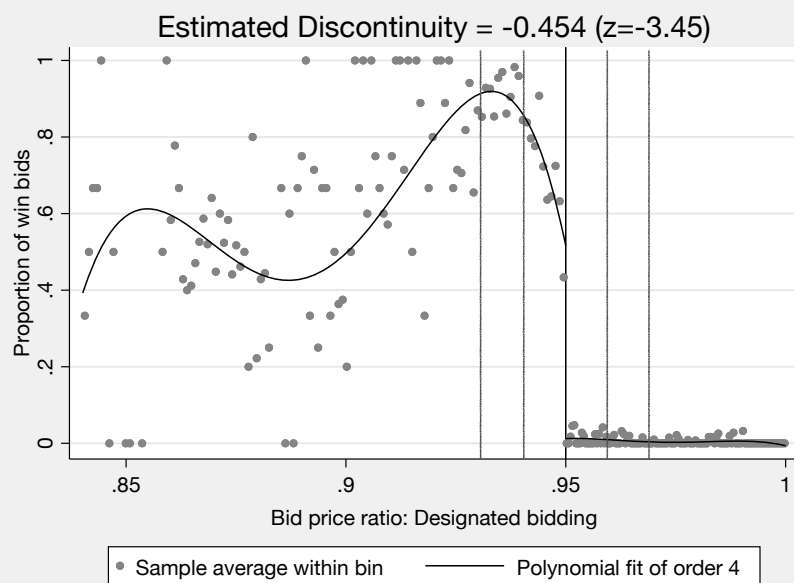
一般競争入札



指名競争入札

# 95%ルールは 指名競争入札で確認される

0.95以外の値で「切ってみる」と、明瞭なジャンプは現れない



## 0.95は特殊な閾値だ

指名競争入札の場合

Cutoff	RD Estimator (robust)			Number of observations	
	Coef.	Std. Err.	P>z	Left	Right
<b>0.940</b>	-0.123	0.075	0.100	1239	7969
<b>0.945</b>	0.156	0.164	0.342	1588	7620
<b>0.950</b>	-0.452	0.131	<b>0.001</b>	2201	7007
<b>0.955</b>	0.052	0.040	0.193	2749	6459
<b>0.960</b>	0.001	0.012	0.914	3307	5901

0.950は、特別な「閾値」と言えそうだ。

頑健性を確認してみよう

# 市場環境の違いは影響するか

参入事業者数で  
分類

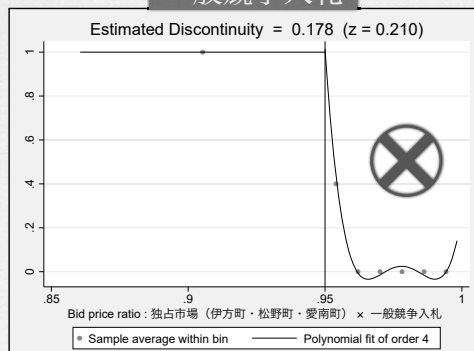
**独占的市場**

伊方・愛南など4町

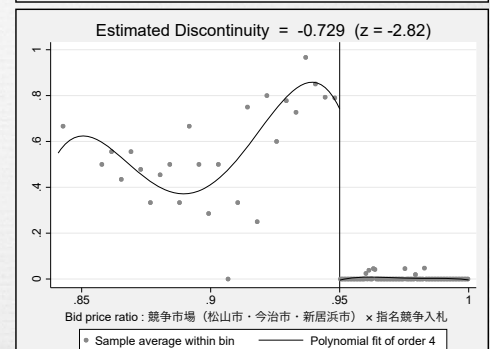
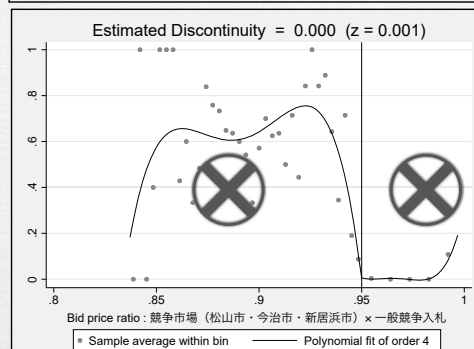
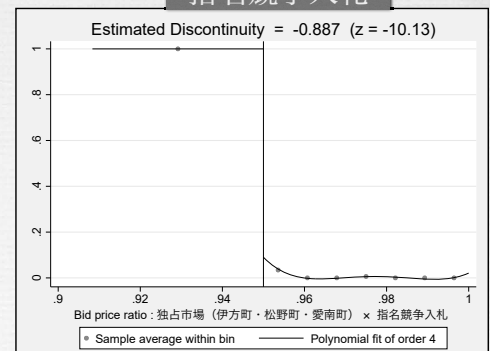
**多社受注の市場**

松山・今治など3市

一般競争入札



指名競争入札



再び  
95%ルールは  
指名競争入札で確認される

談合事件が発覚した前後で比較

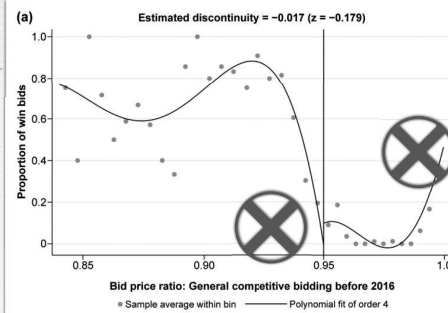
## 2016年の舗装工事談合

(全国的)を受けて、  
その前後でサンプルを区分

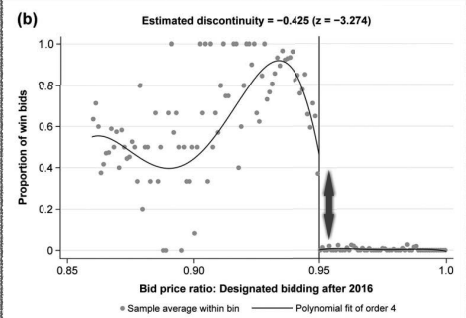
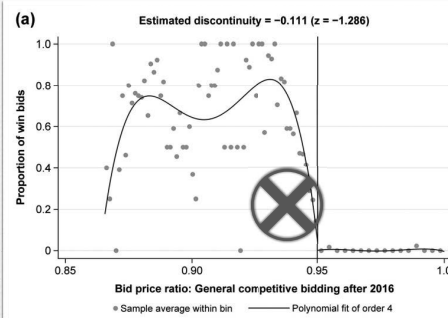
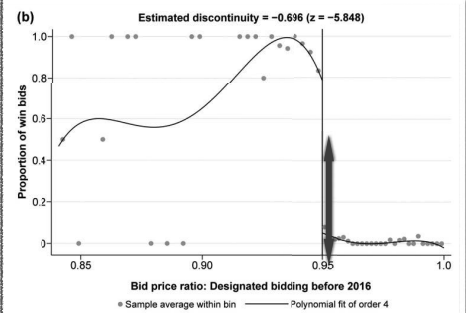
2016年より前

2016年より後

### 一般競争入札



### 指名競争入札



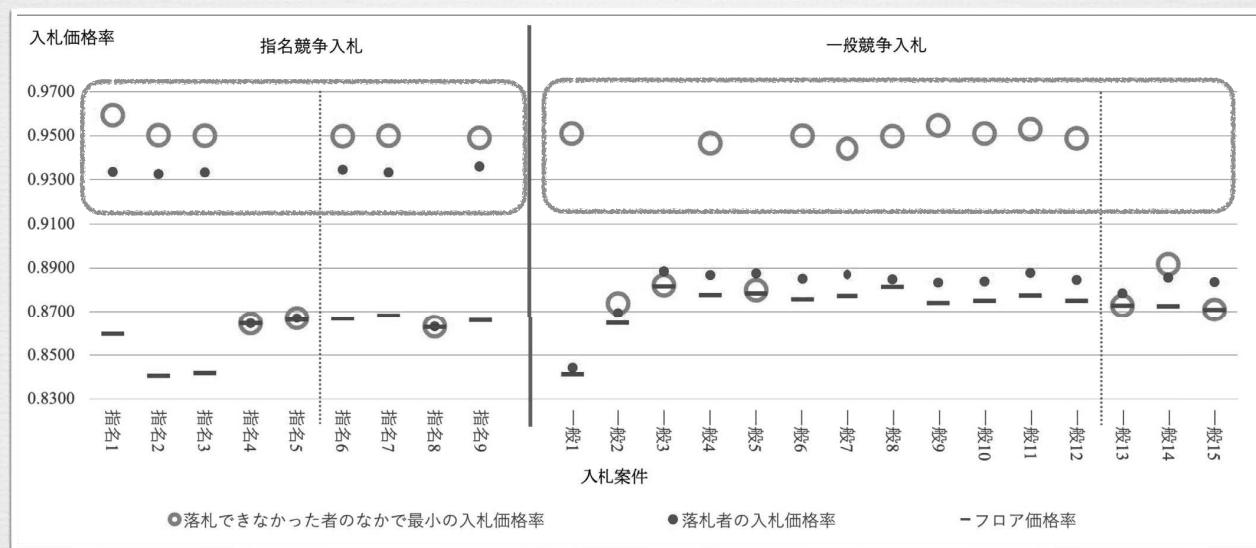
## 三度

## 95%ルールは

## 指名競争入札で確認される

# なぜ指名競争で顕著になりやすいの？

## 松前町の入札価格率（愛媛県発注工事）



指名競争入札では、相手を見ながら戦うこともできる



## 新居浜市が発注する舗装工事

	観測値数					入札価格率の平均値	
	1000円未満	0.95未満で の入札者が0	0.95未満で の入札者が1	0.95未満で の入札者が2	合計	敗者	勝者（落札率）
標準型	0名	2	60	0	62	0.975	<b>0.949</b>
	1名	0	4	0	4	0.974	<b>0.947</b>
特殊型	2名	0	0	2	2	0.953	0.897
	3名	0	0	5	5	0.916	0.884
	4名	0	0	6	6	0.906	0.875
	5名	0	0	6	6	0.888	0.886

95%ルール

## 新居浜市が発注する舗装工事

	観測値数					入札価格率の平均値	
	1000円未満	0.95未満で の入札者が0	0.95未満で の入札者が1	0.95未満で の入札者が2	合計	敗者	勝者（落札率）
標準型	0名	2	60	0	62	0.975	0.949
	1名	0	4	0	4	0.974	0.947
特殊型	2名	0	0	2	2	0.953	<b>0.897</b>
	3名	0	0	5	5	0.916	<b>0.884</b>
	4名	0	0	6	6	0.906	<b>0.875</b>
	5名	0	0	6	6	0.888	<b>0.886</b>

NOT  
95%ルール

## この差は何か・・・？

	観測値数					入札価格率の平均値		
	1000円未満	0.95未満での入札者が0	0.95未満での入札者が1	0.95未満での入札者が2	合計	敗者	勝者（落札率）	
標準型	0名	2	60	0	62	0.975	0.949	95%ルール
	1名	0	4	0	4	0.974	0.947	
特殊型	2名	0	0	2	2	0.953	0.897	NOT 95%ルール
	3名	0	0	5	5	0.916	0.884	
	4名	0	0	6	6	0.906	0.875	
	5名	0	0	6	6	0.888	0.886	

## 新居浜市に見られる「1000円未満」での闘い

フロア価格は1円単位なので、闘いは1円単位が普通だが・・・

ほとんどのケースで1000円未満は「000」で入札され、「千円単位」

ところが、2者以上が「1円単位」で価格競争をしている事例がある

## 新居浜市に見られる「1円単位」での闘い

	観測値数					入札価格率の平均値		
	1000円未満 で入札	0.95未満で の入札者が0	0.95未満で の入札者が1	0.95未満で の入札者が2	合計	敗者	勝者（落札率）	
標準型	0名	2	60	0	62	0.975	0.949	95%ルール
	1名	0	4	0	4	0.974	0.947	
特殊型	2名	0	0	2	2	0.953	0.897	NOT 95%ルール
	3名	0	0	5	5	0.916	0.884	
	4名	0	0	6	6	0.906	0.875	
	5名	0	0	6	6	0.888	0.886	

低価格競争（2者以上が「1円単位」で戦う）のときに、95%ルール（調和）が崩壊

## 新居浜市に見られる「1000円未満」での闘い

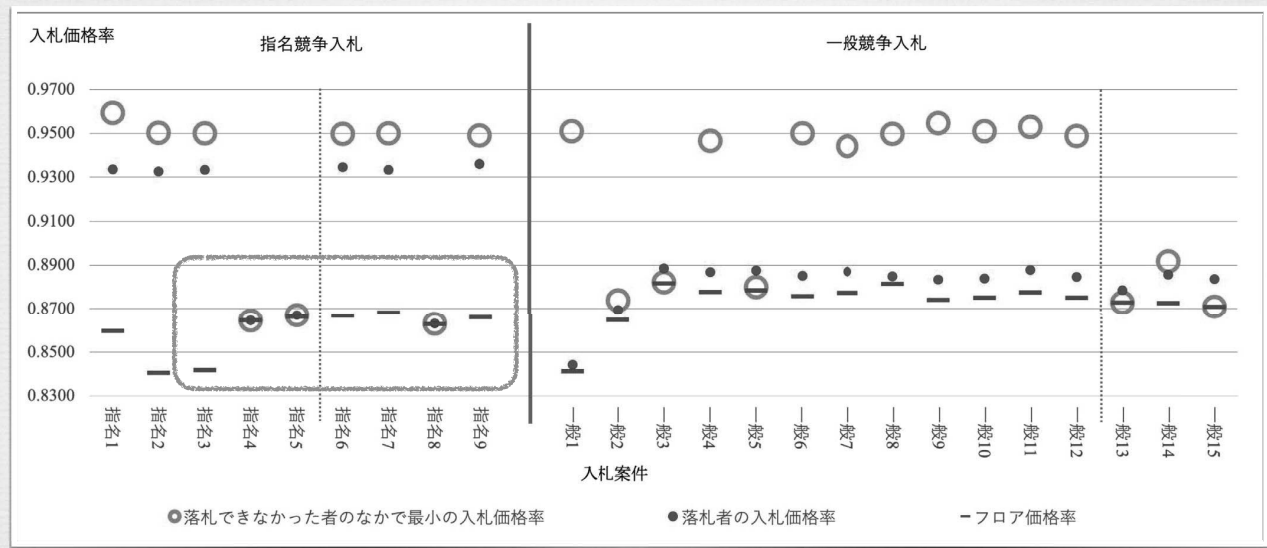
フロア価格は1円単位なので、闘いは1円単位が普通だが・・・

ほとんどのケースで1000円未満は「000」で入札され、「千円単位」

ところが、2者以上が「**1円単位**」で価格競争をしている事例がある

新規参入者（2者いる）が参加する指名競争入札で「**1円単位**」が発生していた

## 松前町の入札価格率（愛媛県発注工事）



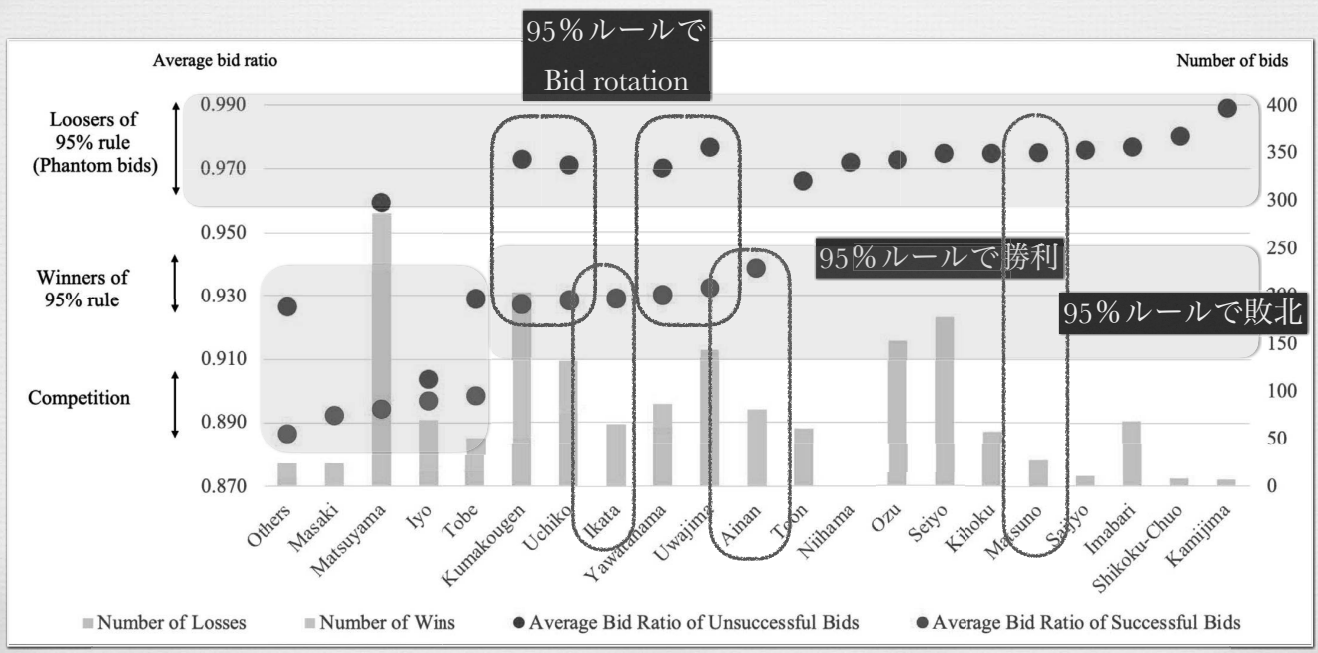
(再掲) 指名競争入札では、相手を見ながら戦うこともできる

## 結論

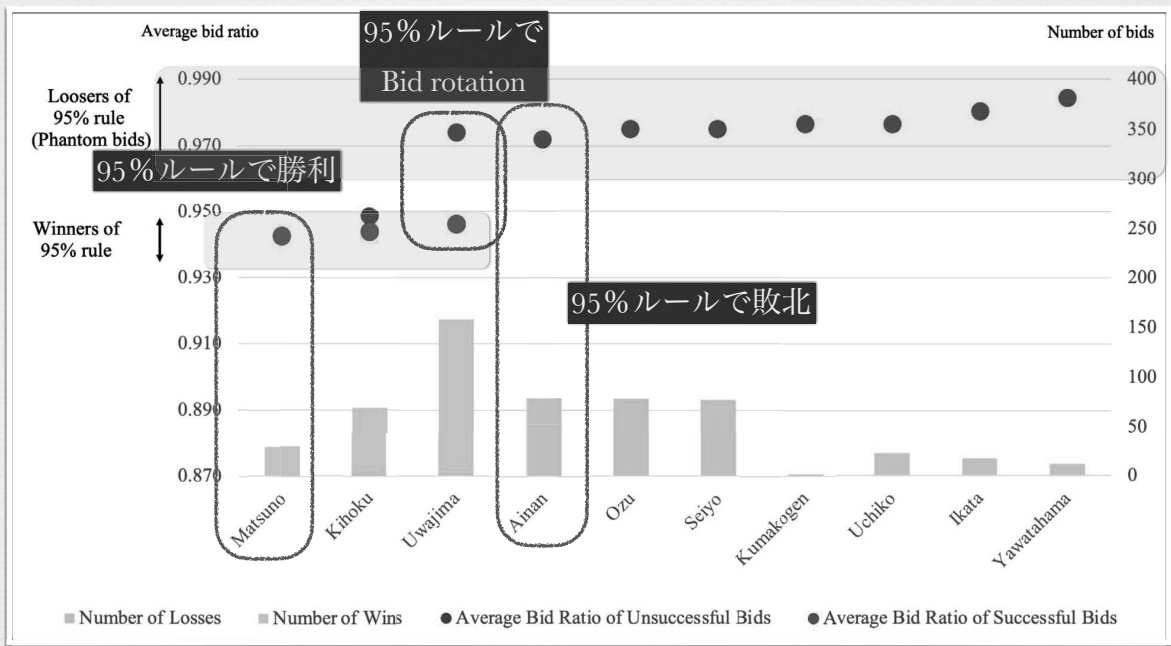
- ❖ 特定地域・工種の指名競争入札においては『95%ルール』は存在している。
- ❖ 一般競争入札は、95%ルール（業者間の共謀）を阻害できるようだ。

# 95%ルールの実際の使用法

M-2社（松山市）の入札パターン

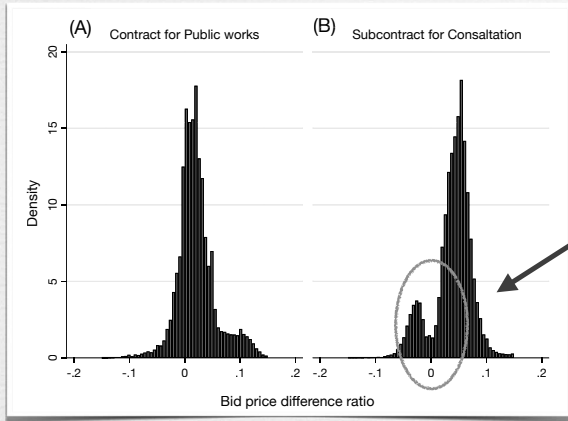


Uw-1社（宇和島市）の入札パターン



あとがき

## 2つの既存研究と合流 (結果論)



おかしいだろ

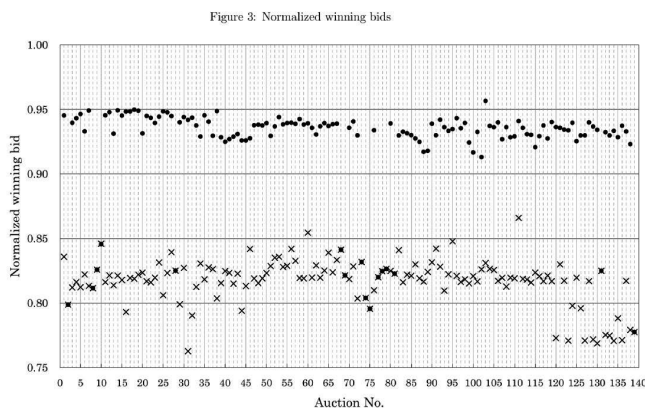
$$\Delta_{i,a} = \frac{(b_{i,a} - b_{-i,a})}{r_a}$$

落札者と次点の価格差

なぜ、勝者と敗者の落札率は離れるのか。  
=>95%ルールがあるからさ

Chassang et al. (2022, Econometrica)  
"Robust Screens for Noncompetitive Bidding in Procurement Auctions"

## 2つの既存研究と合流 (結果論)



落札率

はなれすぎだろ

最低制限価格率

なぜ、勝者と最低制限価格は離れるのか。  
=>95%ルールがあるからさ

Ishii (2008, ISER Discussion paper)  
"COLLUSION IN REPEATED PROCUREMENT AUCTION:A  
STUDY OF A PAVING MARKET IN JAPAN"

## 注意書き①

- ① 落札率が下がっても、行政投資が削減されるわけでは、無い。
- ② さりながら、工事が進む（道路が増える、管路が更新される）
- ③ 価格競争による**投資効率の向上** => 地場企業の利益圧迫
- ④ 落札率が下がる余地が大きいのは、現状では**非都市部**
- ⑤ 建設業が地域の主産業となっている**非都市部**からすると、建設業経由の「バラマキ」の縮小で、過疎化が加速するだろう

## 注意書き②

- ① 国土交通省（建設省）は、公共工事の主たる発注者
- ② 国土交通省（建設省）は、公共調達ルールを定める
- ③ 国土交通省（建設省）は、建設業を所管する（利益相反が大きすぎる）

*fin*

第1回地方分権に関する基本問題についての調査研究会（堀場座長）

議事概要

【日時】令和7年5月9日（金）18:00～19:00

【場所】中央合同庁舎第2号館自治財政局第2会議室

【出席者（学識委員）】

堀場座長、中井座長代理、赤井委員、木村委員、國崎委員、佐藤委員、宍戸委員、西川委員、花井委員、福重委員、御船委員、望月委員

【議事次第】

1 開会

2 議題

「地方自治体の公共調達」

3 閉会

【議事概要】

「地方自治体の公共調達」

（1）説明

発表資料に基づき、西川委員より説明。

（2）質疑応答

○ 経済学的に考えると、入札というゲームの中で、いかに予定価格を低く抑えるかという問題で、他の地方自治体の落札価格を基に予定価格を形成する仕組みを考えるべきではないか。

→ 予定価格はアッパーリミットであり、ある程度水準を高く置いておかないと入札不調が増加することが懸念される。一方、指摘のとおり予定価格の水準が落札価格の高水準化につながっているとの問題意識も持っているため、改めて考えたい。

○ 本来は、アッパーリミットをどの水準に設定するかで価格を下げるインセンティブを与えられるというのがセオリーだが、公共調達では予定価格が固定的となっており通常の理論が働かない。

→ 指摘のとおり、公共調達は通常の理論では説明しにくい。

○ 予定価格が最も非効率的な水準でつくられていることが問題ということか。

→ 競争があれば予定価格がいくりに設定されていようが下に向かって競争が働く。

→ アッパーリミットとしての予定価格という考え方が誤っており、経済学的には平均を出して競争を促せばいいのではないか。

→ 予定価格の水準は関係がなく、競争さえ促せばマージナルコストが実現する。

→ 情報の非対称性がある場合は必ずしもそうならないのではないか。

○ 2ページ目の「研究したいこと」について、改めて結論を伺いたいが、例えば談合は本当に行われていたのか。

→ 「談合」の定義によるが、95%ルールのような、落札価格が予定価格の94%で止まっていてそれ以上は下回らないような状態は、競争市場では生じないはずで、そう考えると少なくとも協調行為はあったと考えられる。

○ そのような行為はどのような形で行われていたのか。

→ 資料では Bid rotation と表現しているが、勝ち番を決めて、勝ち番の者が予定価格に0.945をかけた金額で入札し、それ以外の者が0.95より高い金額で入札すれば、確実に仕事を割り振ることができる。

○ 難しいと思うが、社会全体としてコストがかかっている世の中が悪くなっているかを議論した方が有意義ではないか。業者が限られている中で、ひとつの業者が万一すべての事業を落札してしまうと社会が回らないと思う。だから、割り当てをすることで地方がうまく回っているという考え方もあるのではないか。

- 談合が発生しやすい条件、しにくい条件はあるのか。
  - 一般競争入札と指名競争入札で言えば、後者の方が世界が狭く、95%ルールのような協調行為を可能にする素地を提供していると考えられる。
  - 潜在的な参入業者がいたら協調行為を控えるということはないのか。
  - 一般競争入札では最低制限価格近辺で入札されるという行動がみられる。
  
- 談合がもたらす価格への影響はどの程度か。
  - 例えば松山市は、ある程度クオリティが均一な道路舗装工事について、予定価格の88~89%で落札されている。95%ルールと比較すると、だいたい6%くらいは価格を下げられるのではないかと考えている。
  
- 競争的か独占的かというのは、ここでは意味がないのではないか。独占的でも、入札のルールを厳格化して、例えば予定価格を最低価格の少し上の水準に設定すれば、落札価格を抑えられるはず。むしろ、なぜそれができないのかという方が重要ではないか。
  - 実態としては、最低制限価格を予定価格に近付けるように上げてきている。





## 財務諸表からみえること

明治大学ガバナンス研究科 木村俊介

1

### テーマ1 資産の老朽化は、なぜ止まらないのか？

RQ1 一般会計の有形固定資産減価償却率(以下「償却率」)に影響を与えている要因は何か？

RQ2 償却率が増加しているにもかかわらず、住民1人当たり公共施設面積は増えている。償却率に歯止めがかからない要因は何か？

RQ3 どのような償却率増高の歯止め策があるか？

RQ4 上下水道の老朽化については、何が要因か？

2

## テーマ2 財政調整基金の適正規模はいくらか？

RQ 財調の最適規模はどのように決まっているか？どのように考えるべきなのか？

H1 歳入の規模に見合う額：歳入ドリブン（「歳入に見合った規模を積み立てる」発想。歳入規模⇒標準財政規模⇒財政力指数が関係。）

H2 過去の最大取崩規模額に見合う額：取崩しドリブン（「経験を踏まえ必要額を確保する」発想。過去の取り崩し額の最大値が関係。）

H3 財政支出の規模に見合う規模：歳出ドリブン（「歳出として積み立てられる規模を積み立てる」発想。歳出⇒実質収支規模⇒決算剰余金規模が関係。）

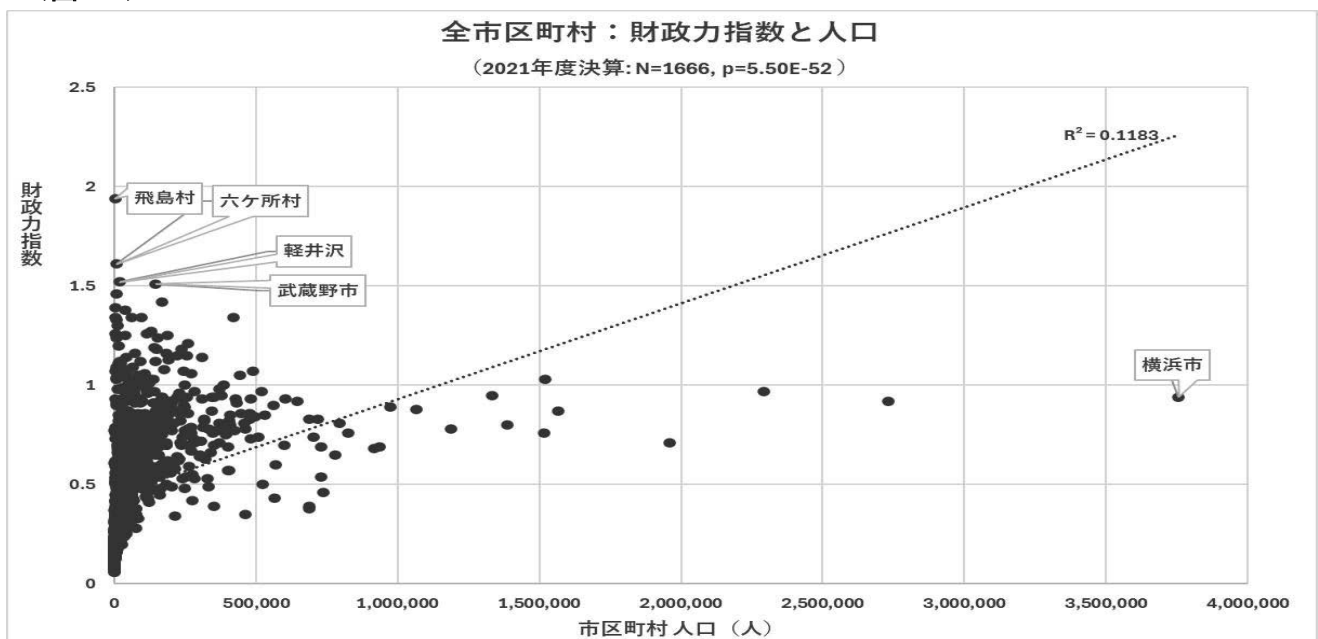
H4 資産規模に見合う額：資産ドリブン（「外観上の資産（ひいては純資産）の規模を維持した方がよい」という発想。資産額が関係。）

（注）財政調整基金の適正規模について、一般的には標準財政規模の10%程度が目安とされている（Google）。

3

## I. はじめに 市区町村の財政状況に係る分散の甚だしさ

<図1-1>

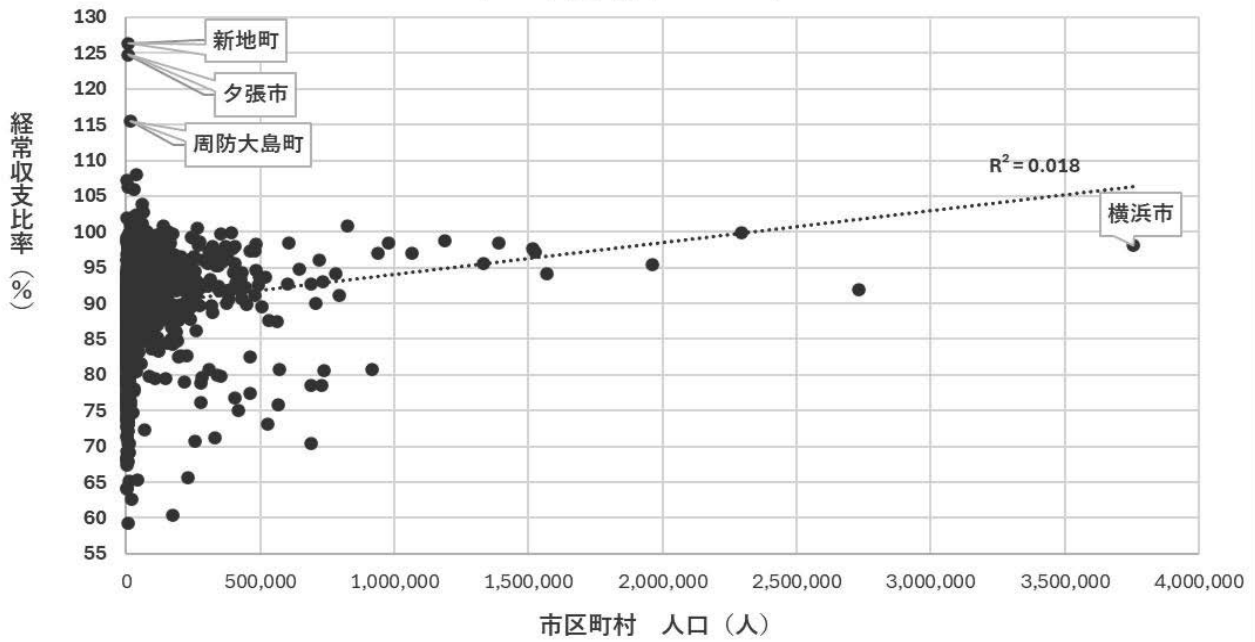


4

<図1-2>

### 全市区町村：経常収支比率と人口

(2021年度決算:  $p=7.12E-52$ )

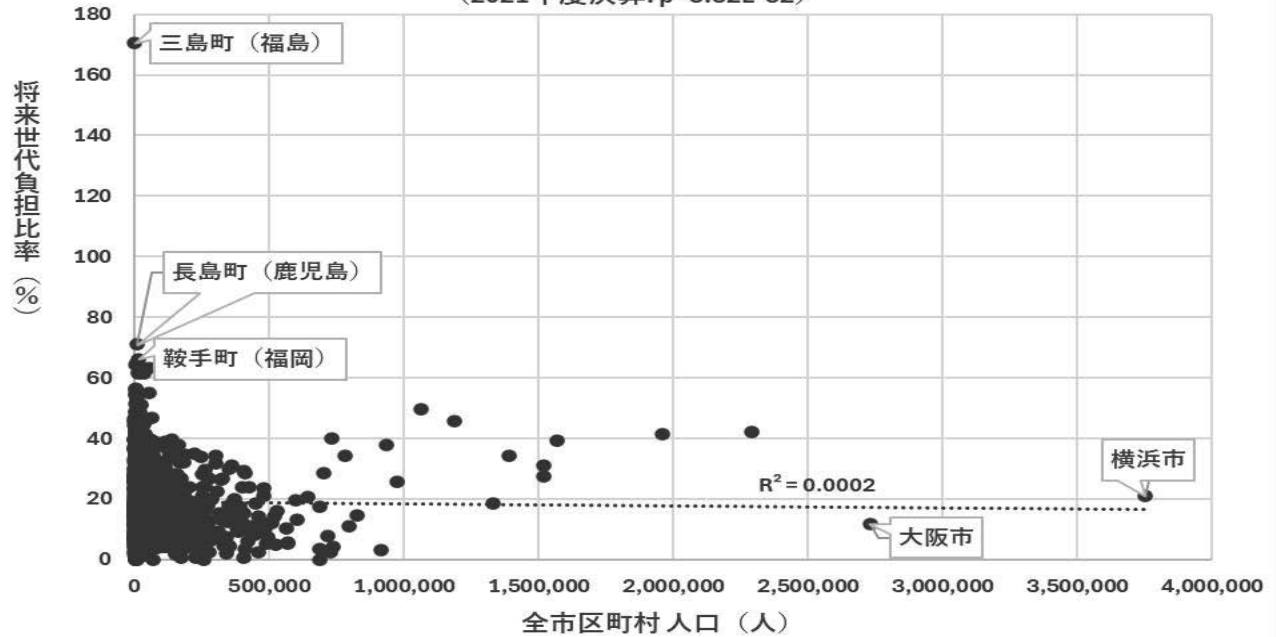


5

<図1-3>

### 全市区町村：将来世代負担比率と人口

(2021年度決算:  $p=5.82E-52$ )

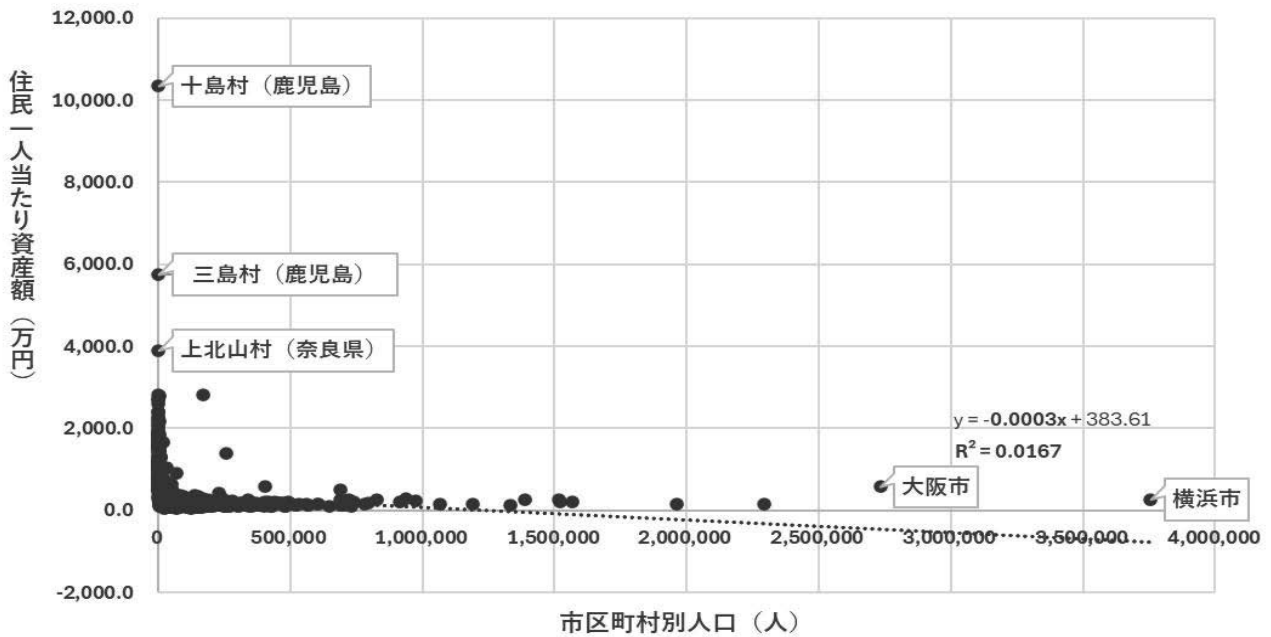


6

<図1-4>

全市区町村：住民1人当たり資産額と人口

(2021年度決算: p=1.67E-51)

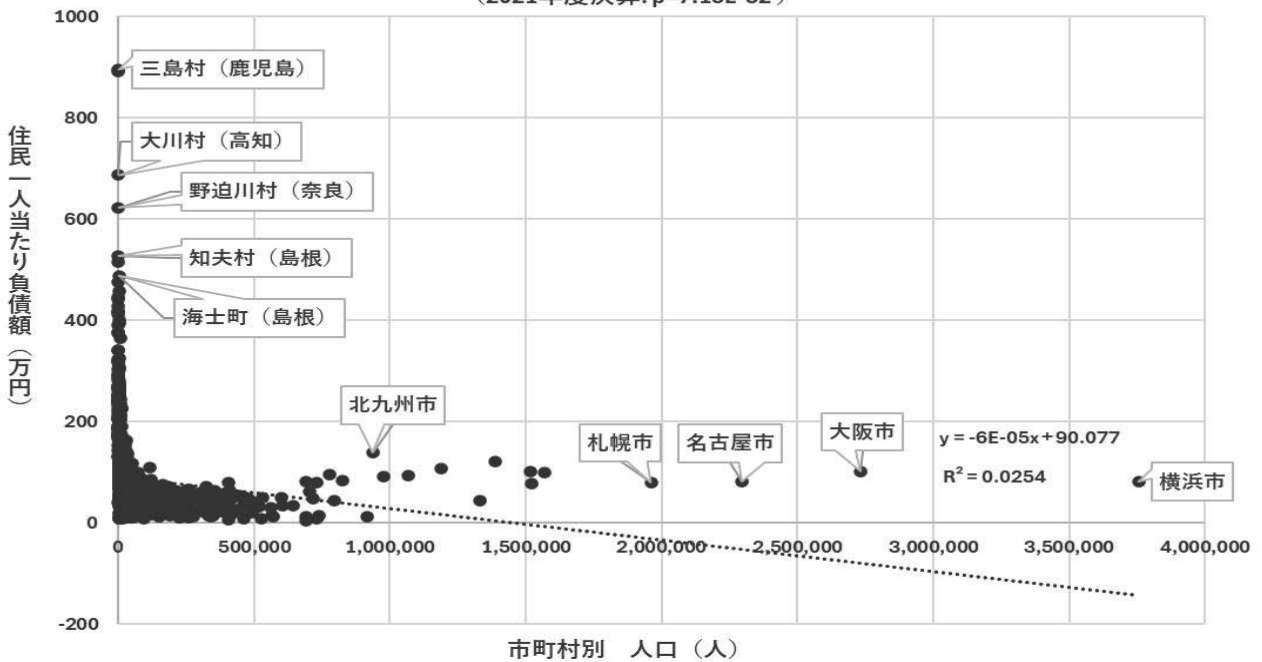


7

<図1-5>

全市区町村：住民1人当たり負債額と人口

(2021年度決算: p=7.15E-52)

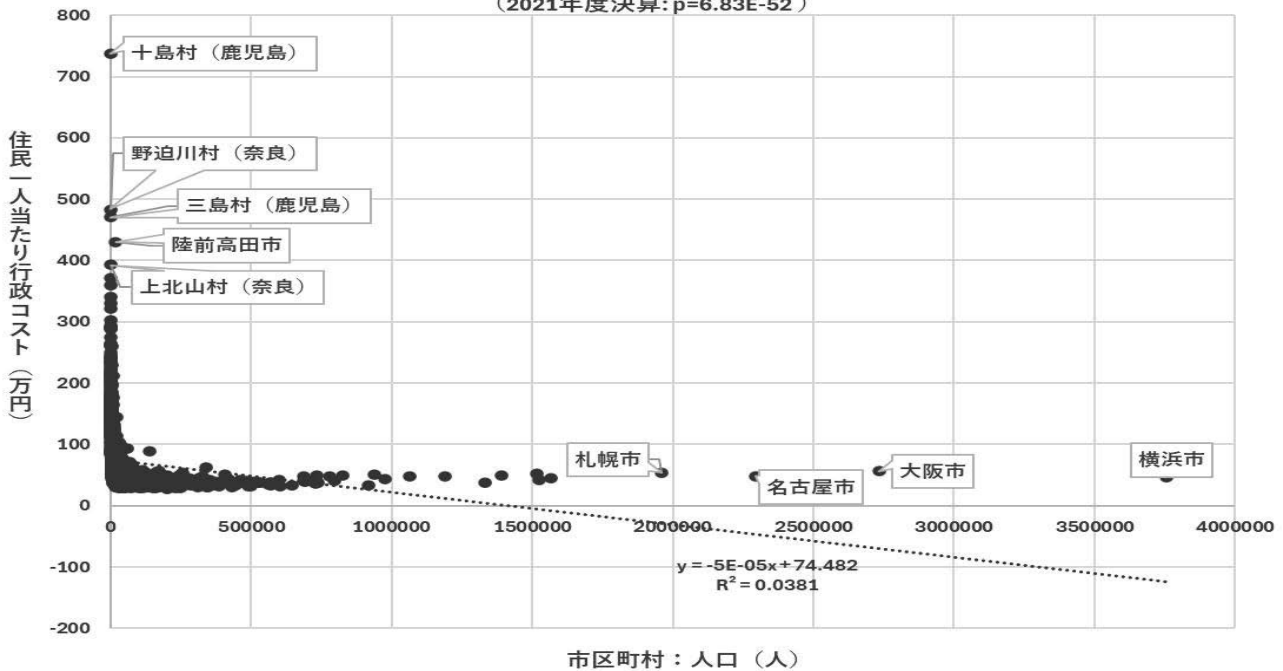


8

<図1-6>

全市区町村：住民1人当たりコストと人口

(2021年度決算:  $p=6.83E-52$ )



9

小括

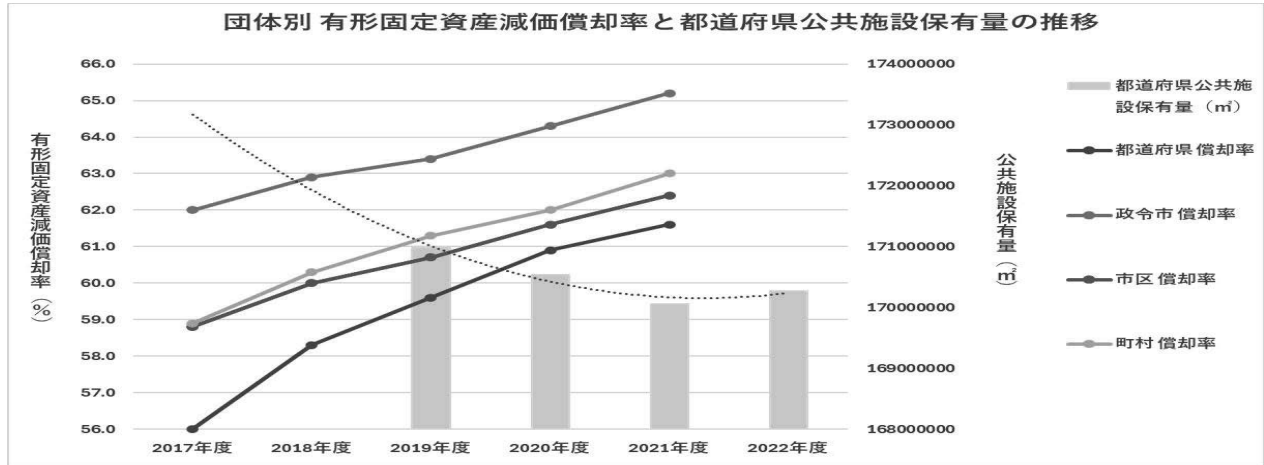
- 3度の市町村合併を経た後も、市区町村の財務基盤には顕著な格差が存在。
- 自治体の財政諸指標(財政力指数、経常収支比率、将来世代負担比率、住民1人当たりの資産・負債・コスト)は、いずれも人口と有意の相関関係にあるわけではない。
- 公共事業や過疎対策など、これまでの行政投資の在り方が、個々の団体のBS(負債等)の枠組みに影響。
- 自治体は、財務体質を含む自らのBSの特性に無自覚な面があるのではないか？

10

## Ⅱ. 資産の老朽化の要因は？

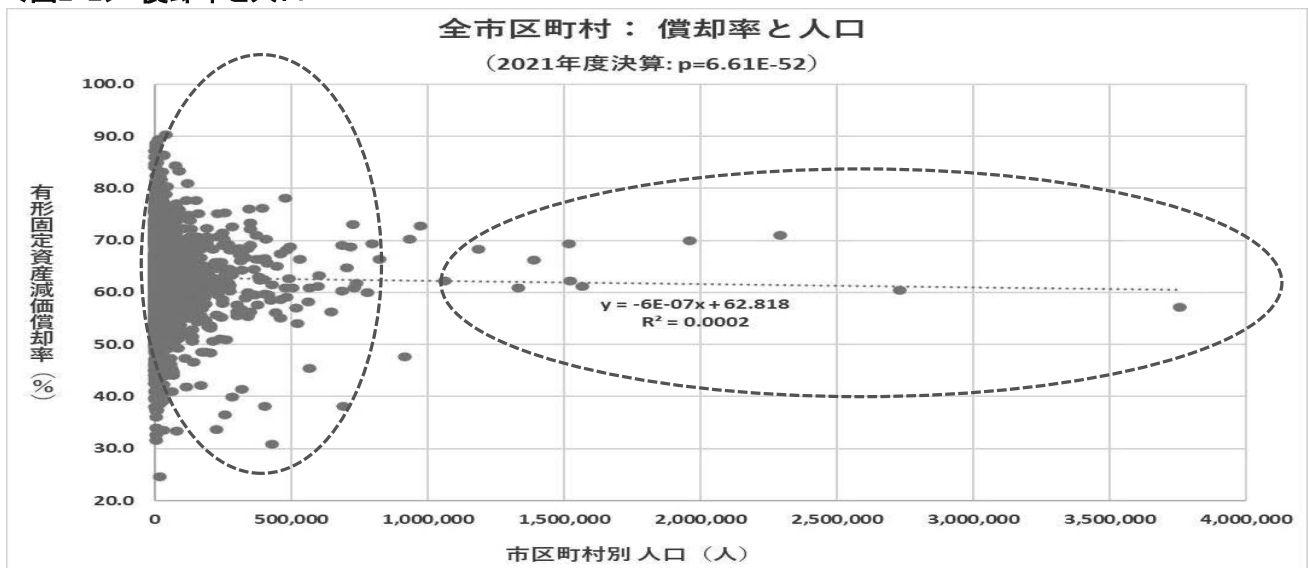
### 1. 償却率に影響を与えている要因は？

<図2-1>



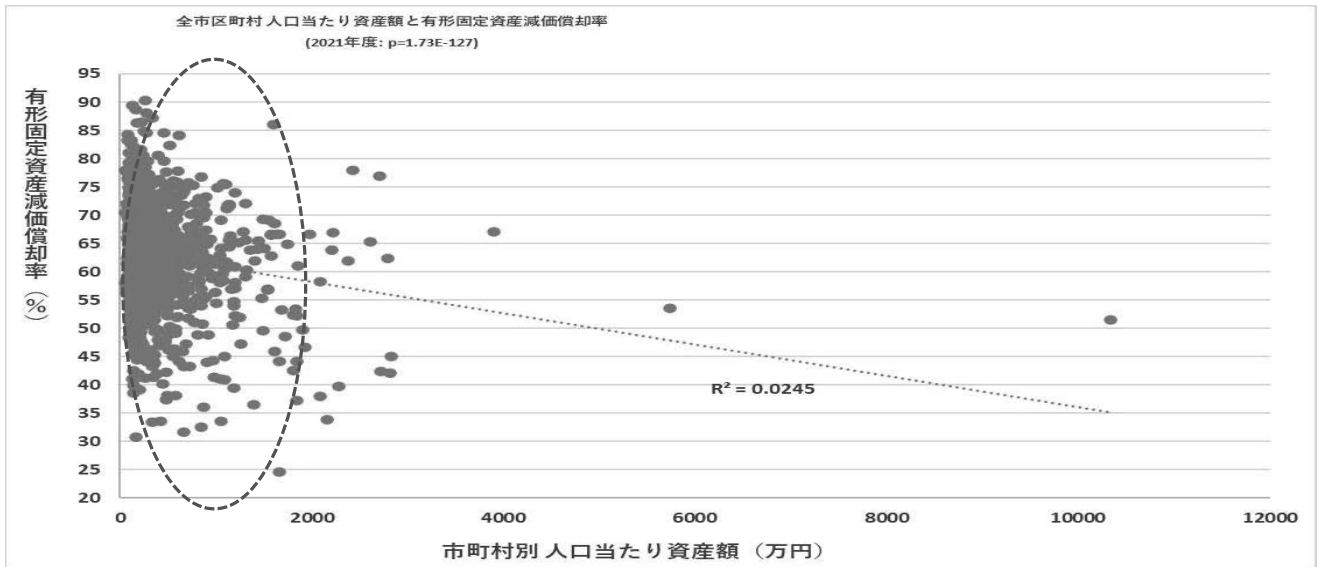
償却率が一貫して上昇している一方で、都道府県の公共施設保有量は2021年度に下げ止まっている。

<図2-2> 償却率と人口



「人口規模に応じ大きな財政基盤を有する団体は、更新投資を着実にを行い償却率が低くなる」という有意な「負の相関関係」はみられない ( $r = -0.0148$ )。むしろ「100万人以上のグループと100万人未満のグループが「横Tの字」の状態。中小規模団体の資産老朽化の格差が問題。

<図2-3> 人口当たり資産額と償却率



「人口当たり資産額が大きければ、更新投資に十分に資金を充当できず償却率が增高する」という有意な関係性(正の相関関係)はみられず、むしろ弱い負の関係( $r = -0.1566$ )。また、「資産2000万円以下のグループ内での償却率の格差が著しい。」

13

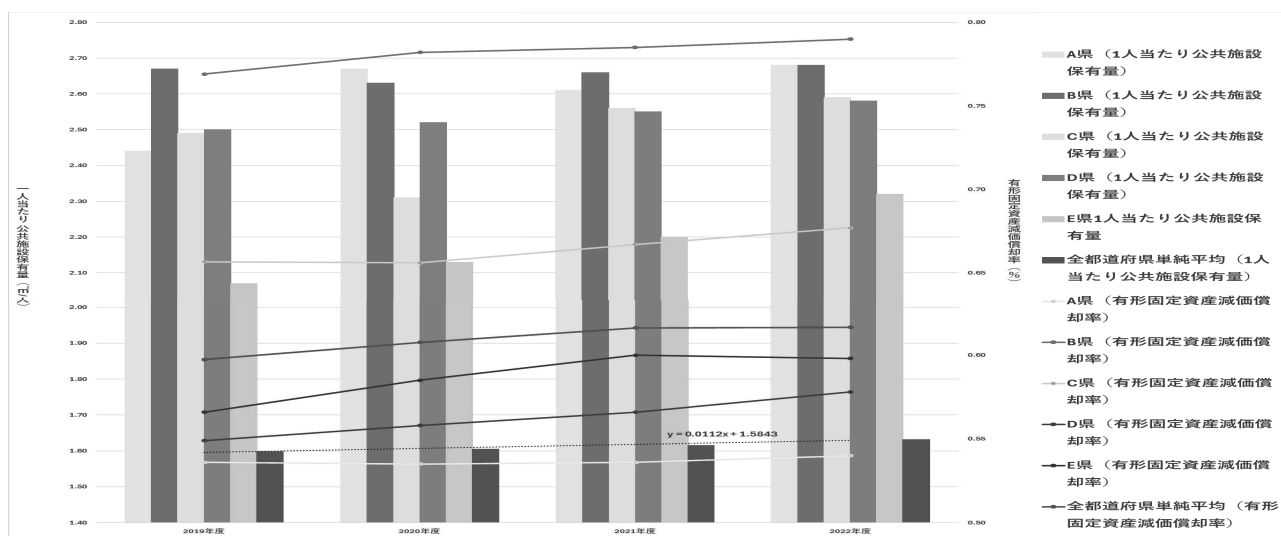
### 小括

- 自然的・社会的条件と償却率の間に明確な関係性が見出されない。
- そうなのであれば、資産老朽化の問題は、所与の事情(致し方ない事情)による問題ではなく、自治体の姿勢(自覚)も影響しているのではないか？
- 自治体間の相対比較の手法により、自覚を促す手法も1つの方法か？

14

## 2. 償却率と資産保有量との関係

＜図2-4＞ 都道府県 1人当たり公共施設保有量及び有形固定資産減価償却率の推移



2019-2022年度に償却率が上昇する一方で、都道府県公共施設総合管理計画では、1人当たり公共施設保有量は漸増を続けている(公営企業を含む。総務省「公共施設総合管理計画調査」。)

15

＜表2-1＞ 市町村 住民1人当たりの資産額及び有形固定資産減価償却率

項目	2020年度	2021年度
住民1人当たり資産額(全市町村:万円)	203.01	205.01
有形固定資産減価償却率(単純平均)	61.8	62.8

### 小括

- 図2-4及び表2-1は、償却率が高い状態になっていても、住民1人当たりの公共施設保有量(又は資産額)は増加を続けている事実を示している。
- 更新投資の必要性が、新規投資(資産拡張)を抑えるモーメントとして働いていないのではないか。
- 減価償却の発想が行政現場では希薄なのではないか？

16

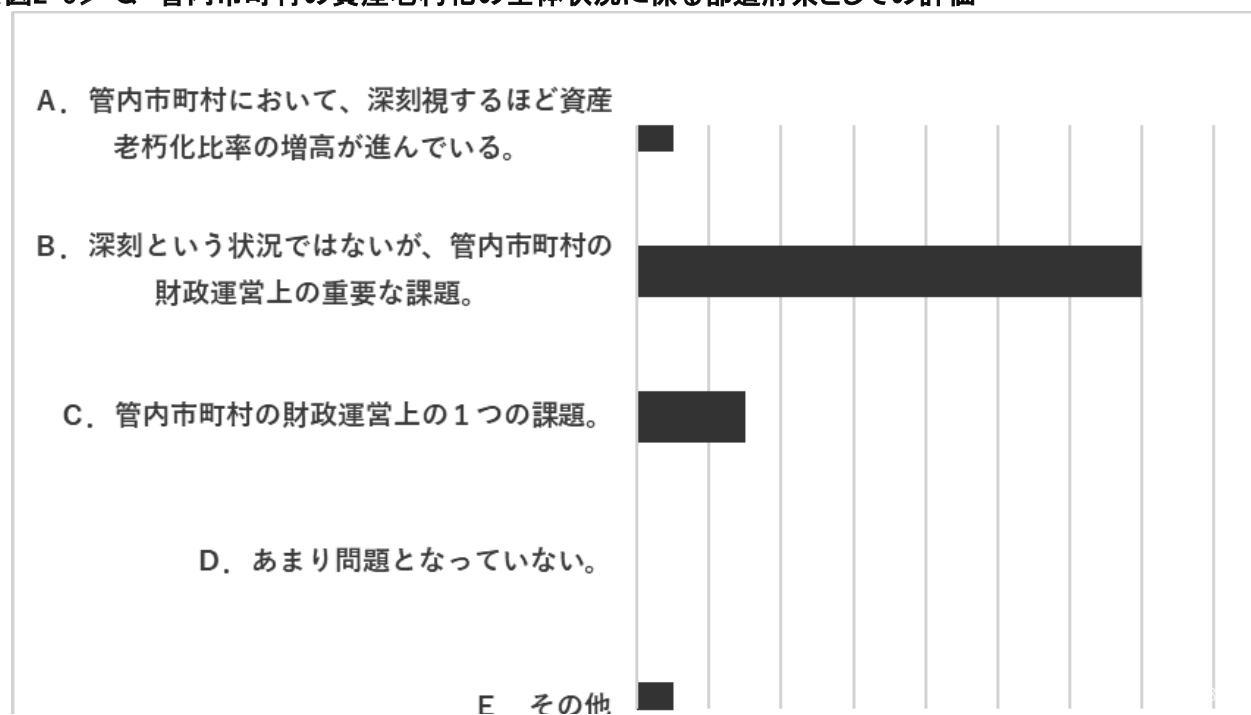
### 3. 都道府県アンケート調査(18道府県 市町村担当課)

#### ○ 協力団体

北海道, 青森県, 秋田県, 千葉県, 福井県, 山梨県, 岐阜県, 京都府, 兵庫県, 和歌山県, 島根県, 徳島県, 香川県, 高知県, 福岡県, 長崎県, 鹿児島県, 沖縄県

17

<図2-5> Q 管内市町村の資産老朽化の全体状況に係る都道府県としての評価



<表2-2>

Bに関する主なコメント	○ 財政運営上の重要な課題となっており、多くの団体で長寿命化、集約化、複合化等の取組が進められる一方で、財政力をはじめ、地理的要件（面積が広く、集落が点在）や近年の物価上昇などを背景に必要な対応を進められず、類似団体平均を大きく上回るなど、状況が深刻化している団体もある。
	○ 多様化する行政サービスへの対応に要する経費が、物価高や人件費などで上昇している中、施設の更新が同時期に集中しているため、財政運営上、重要な課題となっている。
	○ 老朽化した公共施設等の維持管理や長寿命化対策については、多くの団体が財源の確保や費用の増大への懸念を口にしており、財政運営上の重要な課題となっている。

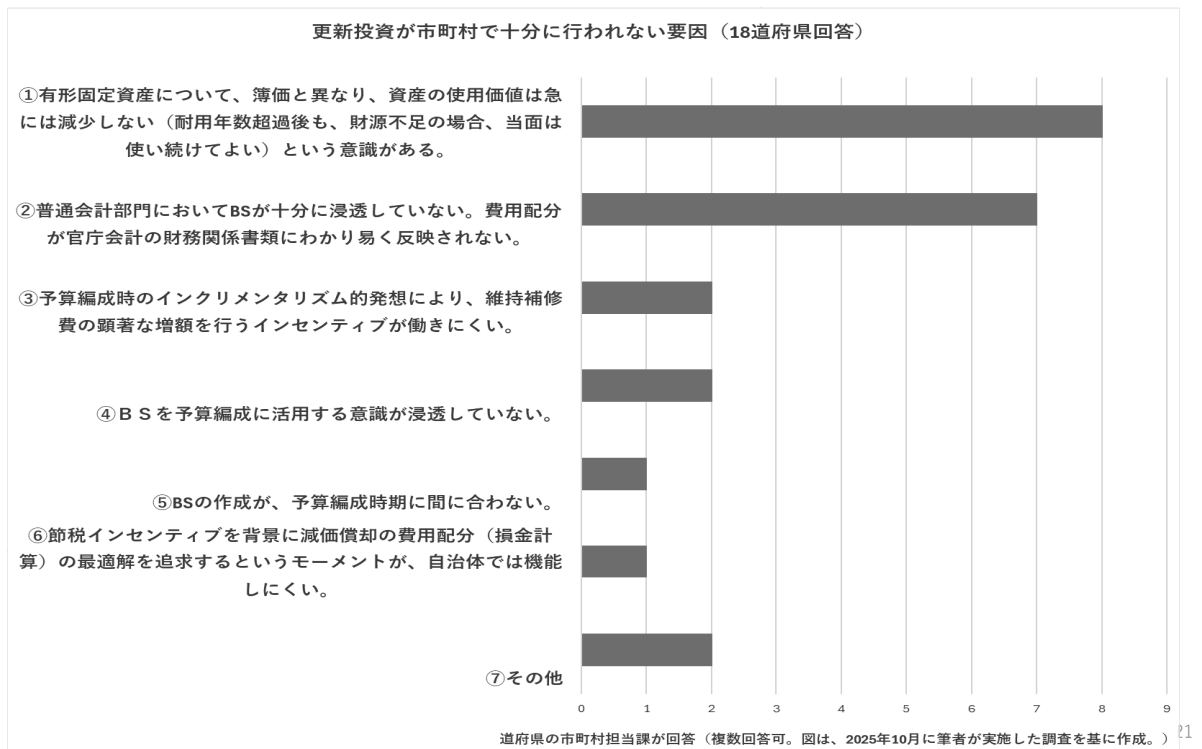
19

<表2-3> その他の事由

その他の事由 (J県)	○ 資産老朽化比率については財政状況資料集等で分析を行っているが、公共施設総合管理計画など個々の施設と絡めた詳細な分析や助言ができていない状況である。
	○ 本県は南海トラフ地震による津波被害等の発生が想定されることから、庁舎や学校、病院等については、津波浸水区域からの移転を検討したり、そのほか少子化により学校施設の統合などを行う場合があったりと、老朽化とは別の建替要素も存在している。

20

＜図2-6＞  
更新投資が行われない要因  
(アンケート調査結果)



小括

1. ゴーイング・コンサーンの意識

- 減価償却は、期間配分された減価償却費自体が現金支出を伴わない費用であるために、当該償却費の計上分だけ償却資産に投下された貨幣資本が企業内に留保され、その結果、投下貨幣資本が回収される効果を持っている。⇒
- 企業会計は、ゴーイング・コンサーン(企業の継続性)の発想に立脚し、減価償却を行うことにより当然に内部留保を蓄積し、必然に設備の更新(循環的な設備投資)を行うべき。

But...

＜B県幹部＞多くの団体で予算編成過程におけるBSの活用が浸透しているとは言えず、減価償却分と設備の更新投資を結びつけて検討する意識が希薄という実態がある。

## 2. 予算編成プロセスとBS

市町村 スケジュール	普通会計	BS作成
N+1年度 5月末日	N年度 出納整理期間 終了	
5月末～6月上旬	各課 N年度歳入歳出決算書案を作成	
6月～7月上旬	財政課 調整	
8月	監査委員による審査	
9月	議会における審議・決算認定	作成団体 70団体余
11月	財政課 N+2年度予算案のためのヒアリング	
12月～1月	首長以下による予算査定	
1月～3月		全体の9割の団体が作成

現行制度下において、BSを予算編成に活用しにくい面がある。

23

## 4. 上下水道の問題

地方公営企業には規模の議論が必要ではないか？

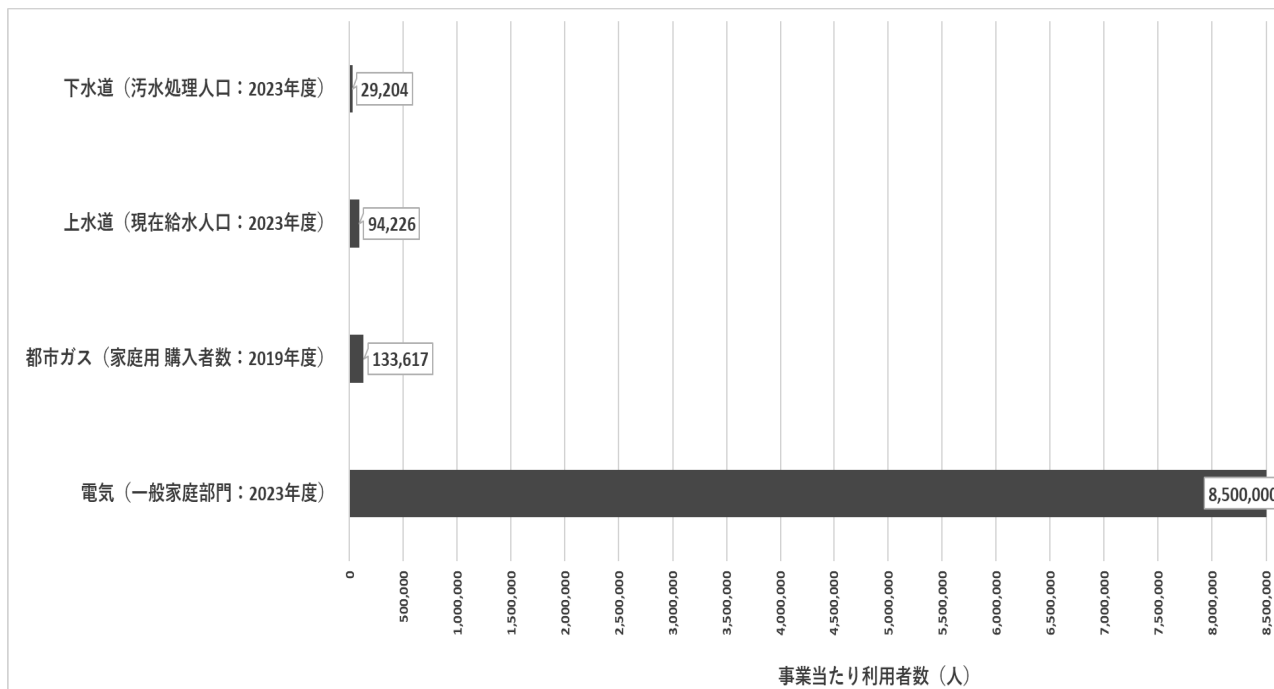
○ 独立採算原則の目的は何か？

- ・実現可能な目標か？
- ・収益確保インセンティブを持たせるための努力目標か？

○ 現実との乖離のつけが、老朽化に回されているのではないか？

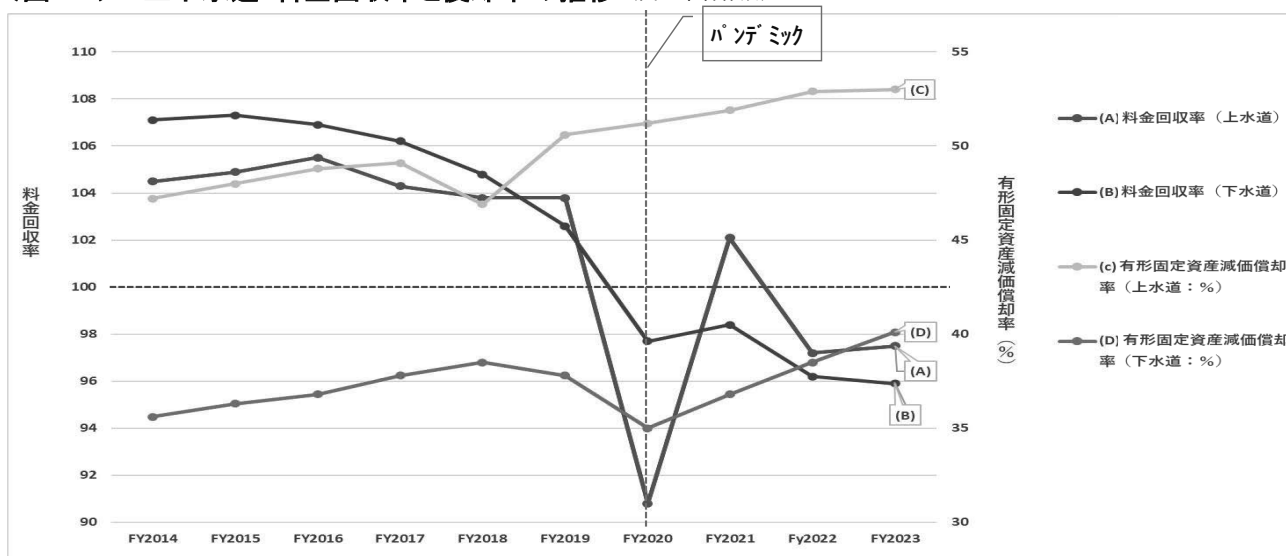
24

<図2-7> インフラ事業当たりの利用者数規模 (図は筆者作成)



25

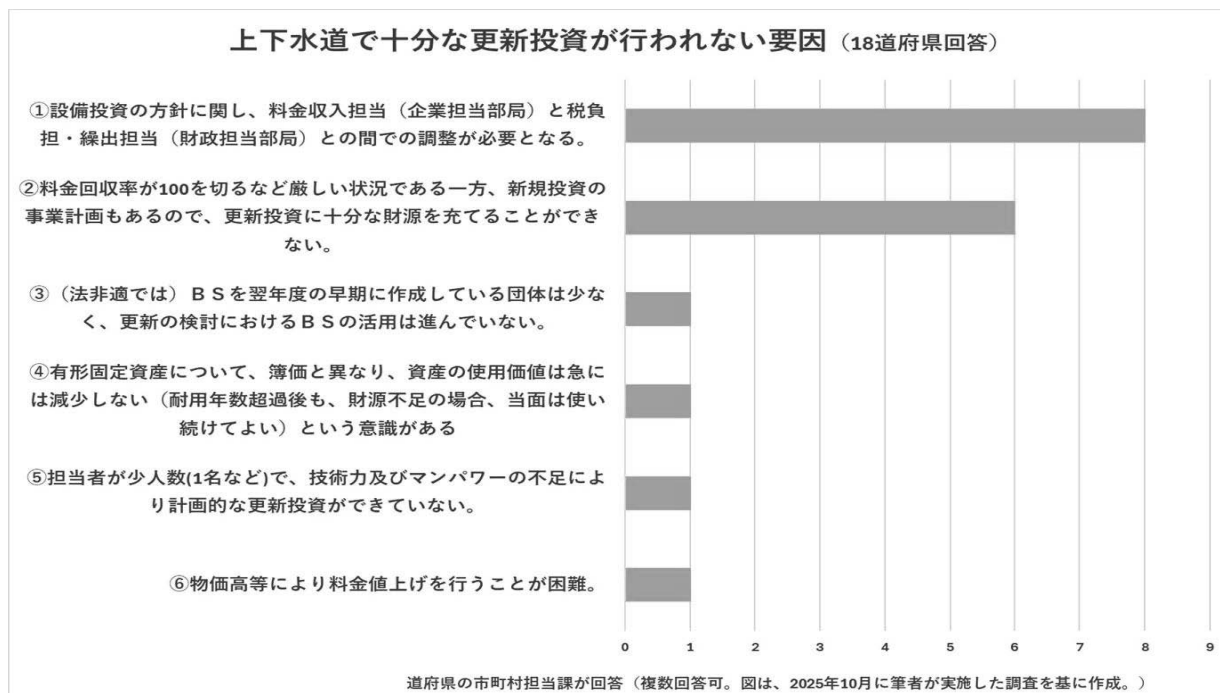
<図2-8> 上下水道: 料金回収率と償却率の推移 (図は筆者作成)



パンデミック前から料金回収率は低下の兆しを示していた。パンデミック終息後も回収率は顕著には回復しておらず、償却率は、パンデミックを契機として顕著な上昇を続けている。

26

<図2-9> 上下水道における更新投資（アンケート調査結果。図は筆者作成。）



27

## 小括：問題提起

○ 独立採算原則の本質は何か？

A. 経営の前提か（ただし、簡水及び高料金は別問題）？

B. 追い求める目標か？（繰出し依存の防波堤か？）

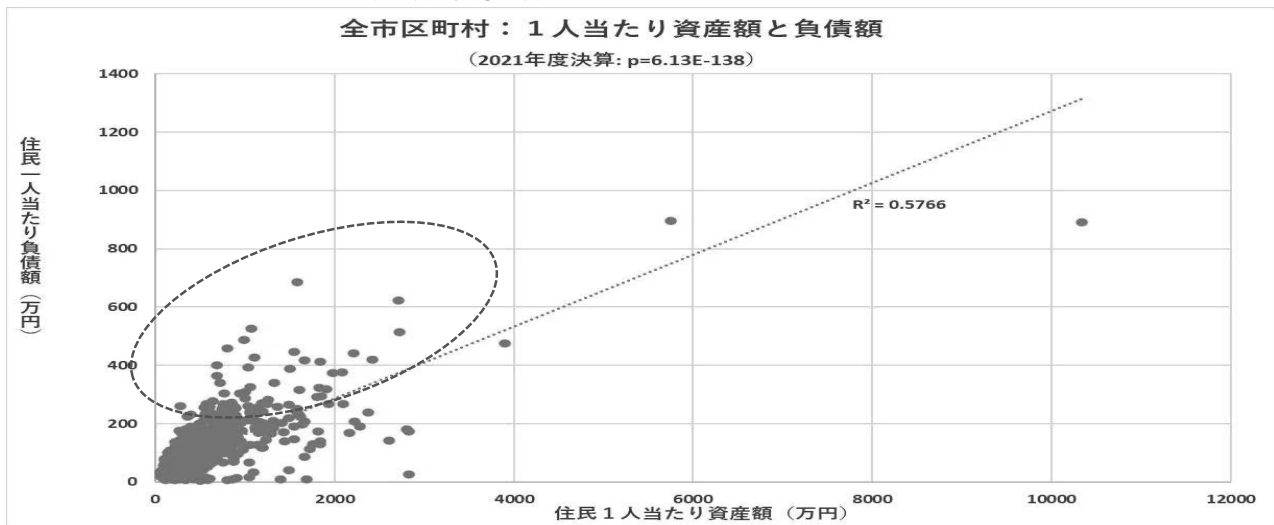
⇒他のコンセプトも併存し得ないか？

（例）水道の上下分離⇒水源開発に相当する資本費は公費で賄う等。

28

## 5. 老朽化対策の試論(相対的比較によるチェック)

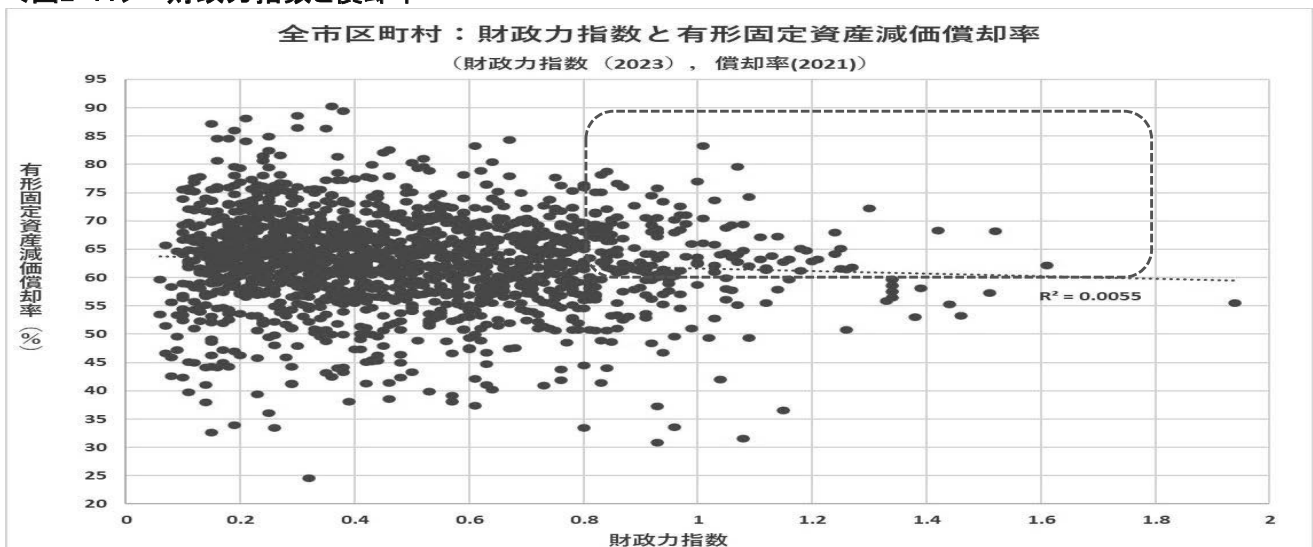
＜図2-10＞ 住民1人当たり資産額と負債額



1人当たり資産規模に対し負債規模が過度に大きい団体(赤枠)は、(所有外資産にも配慮しつつ)更新投資の必要性に留意し、新設投資は慎重に考えるべき。

29

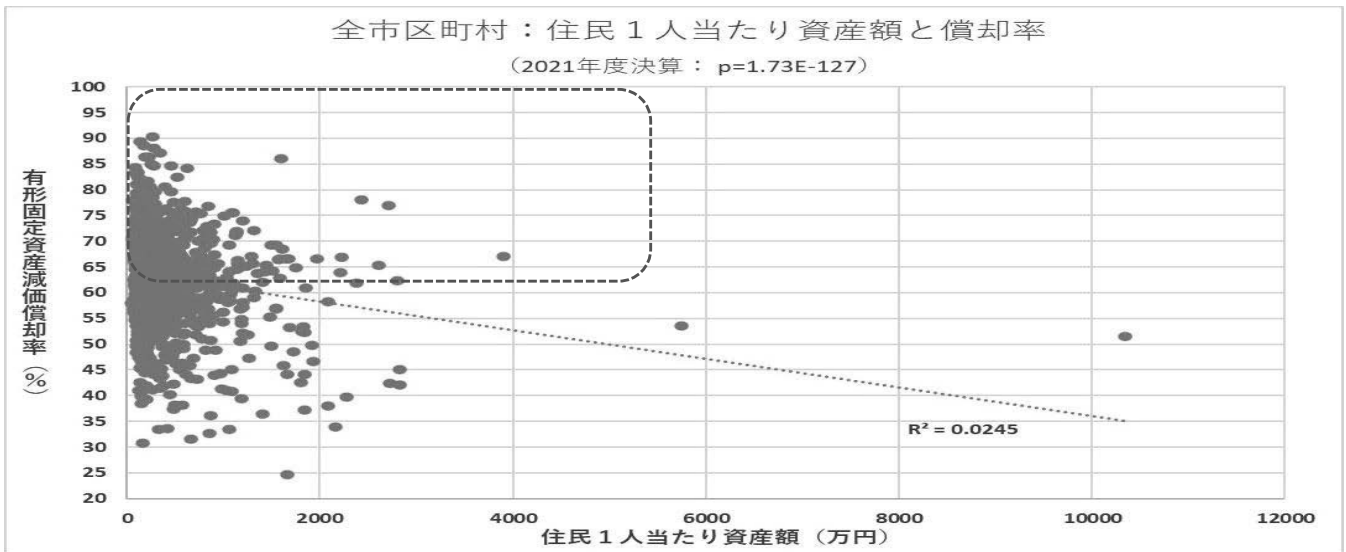
＜図2-11＞ 財政力指数と償却率



両者に有意な負の相関は認められない ( $r = -0.074$ )。これは「財政に余裕がある団体が更新投資に十分な予算充当を行っている」とは限らないことを示唆。それであれば、財政力が高いにも関わらずs表客率が高い団体(赤枠)に更新を助言すべき。

30

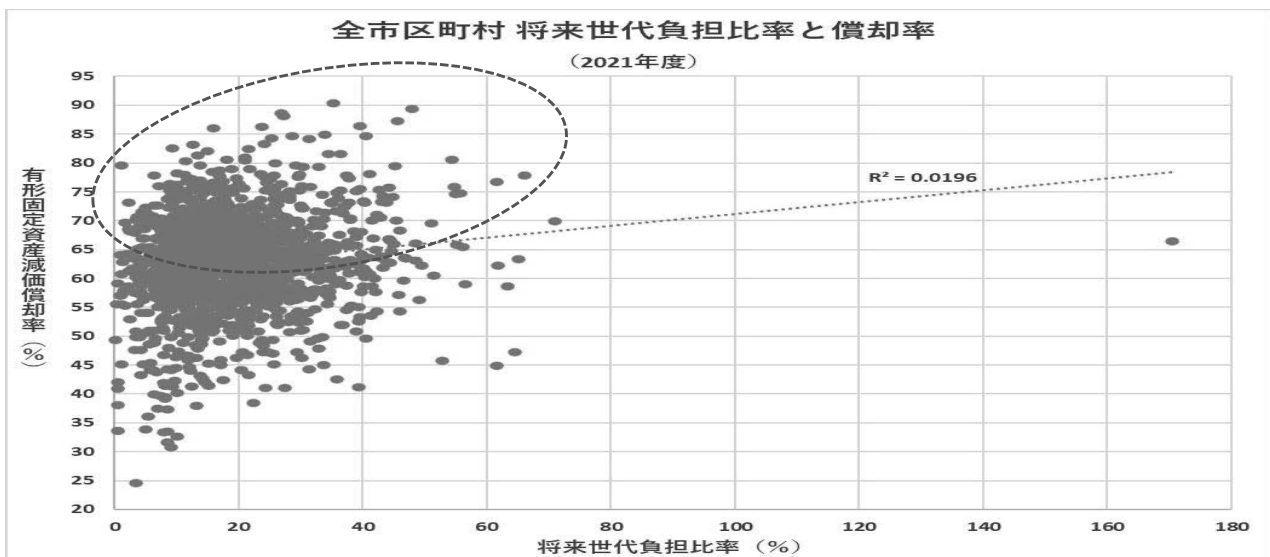
<図2-12> 住民1人当たり資産額と償却率



両者に有意な正の相関は認められない。むしろ弱い負の相関であり ( $r = -0.157$ )、これは「資産量が多い故に資産更新が後手に回ってしまう」とは限らないことを示唆。それであれば、「資産量が少ないにも関わらず償却率が高い団体(赤枠)」に更新を助言すべき。

31

<図2-13> 将来世代負担比率と償却率



両者に有意な正の相関関係はみられない ( $r = 0.1509$ )。これは「将来負担比率が高いので更新投資が必然的に後手に回らざるを得ない」状況が生じていないことを示唆。それであれば、「将来負担比率は相対的に低いにも関わらず償却率が高い団体(赤枠)」に更新を助言すべきではないか。

32

### III. テーマ2 財政調整基金の適正規模はいくらか？

Q 現状の財調の規模は、下記のいずれに即して設定されているだろうか？

(a)歳入(標準財政規模や財政力指数)

(b)過去の取崩額

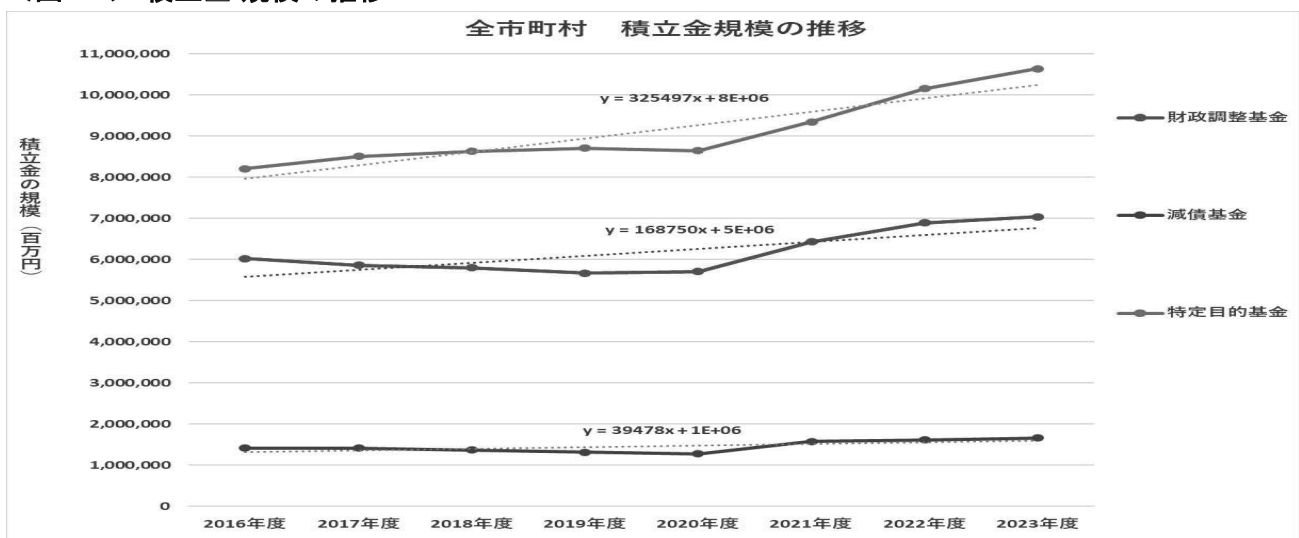
(c)歳出

(d)資産額

33

#### 1. 歳入と財調

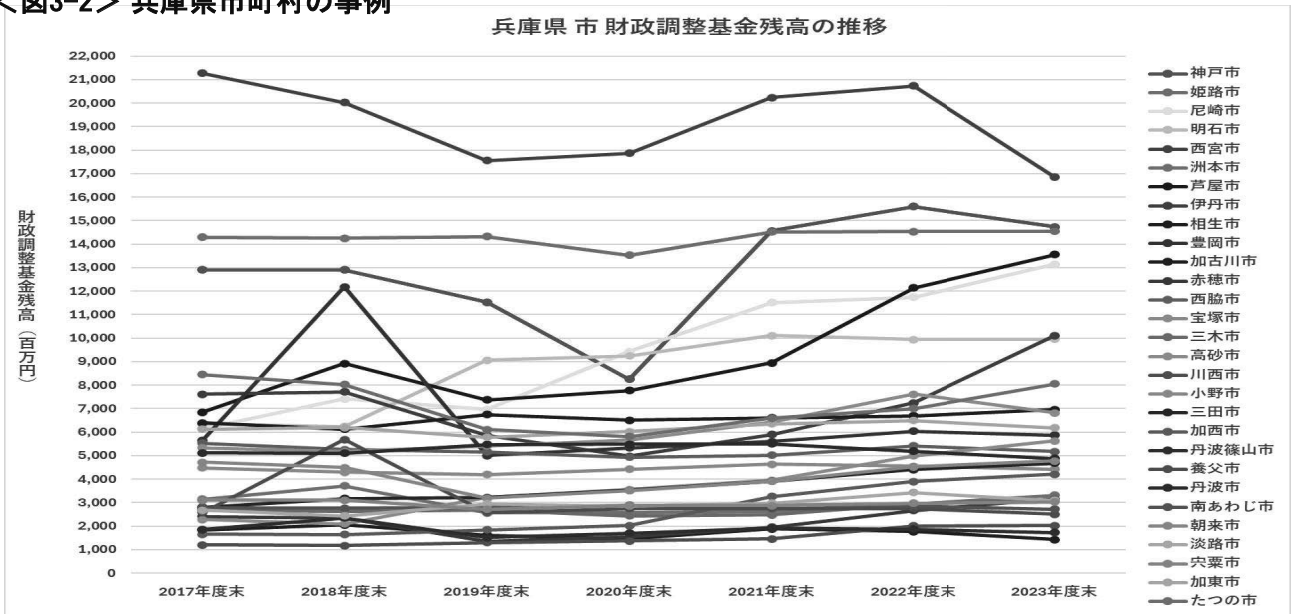
<図3-1> 積立金 規模の推移



積立金の中では、2020年度以降、特定目的基金の増加が顕著。減債基金は堅調。財調はその中間程度の増加傾向であるが、2020年度以降、一貫して増加。

34

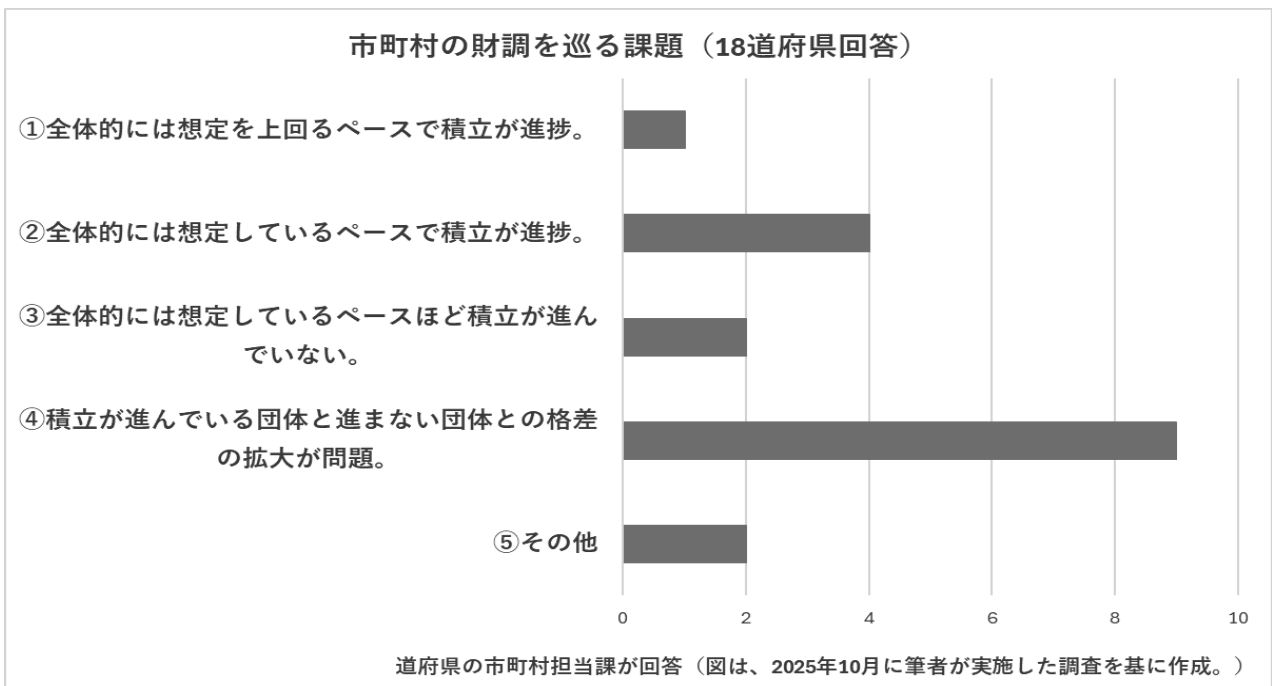
＜図3-2＞ 兵庫県市町村の事例



兵庫県市町村では、2021年度以降、財調が増加傾向。パンデミックを経験し、計画的に財調の拡充に努める傾向。

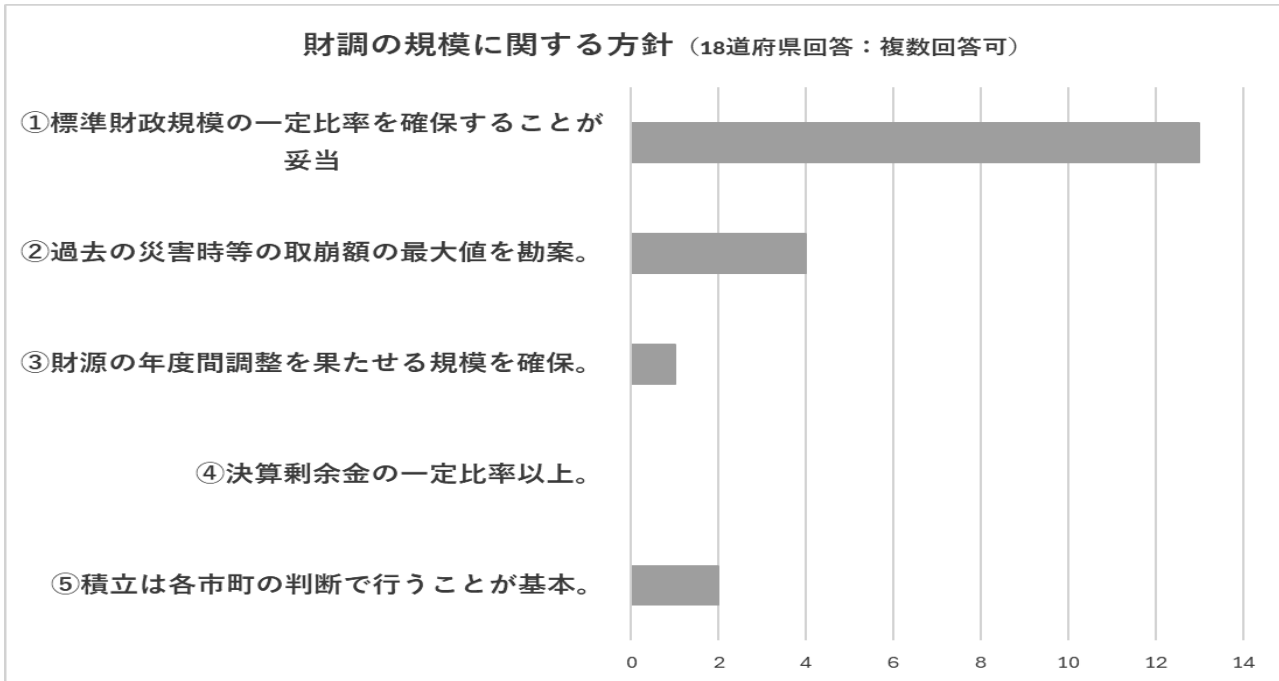
35

＜図3-3＞ 積立金 規模の推移



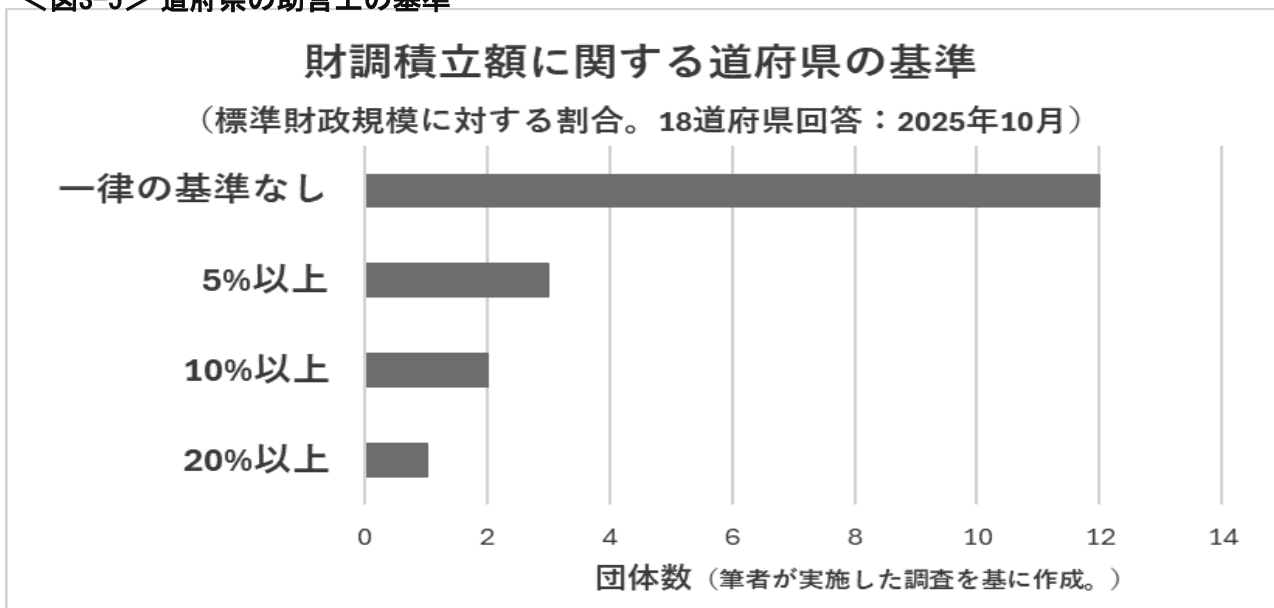
36

＜図3-4＞ 積立金 規模の推移



37

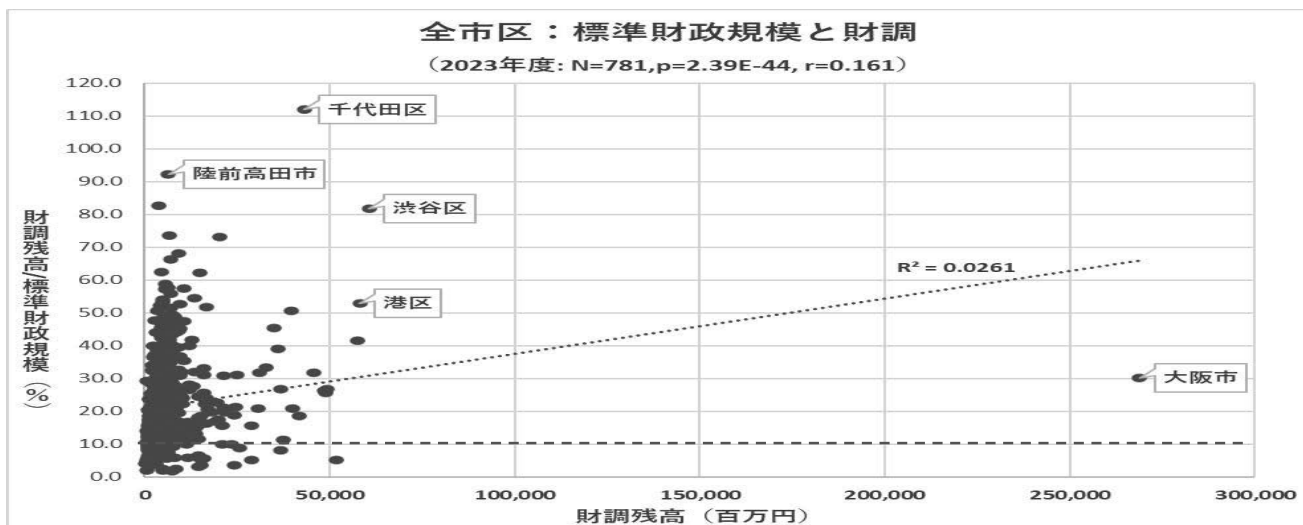
＜図3-5＞ 道府県の助言上の基準



道府県は市町村に対し、災害に備えた財調規模の確保を助言することが多いが、各市町村の個別事情を重視し、一律の指標による助言は抑えめにしている傾向。

38

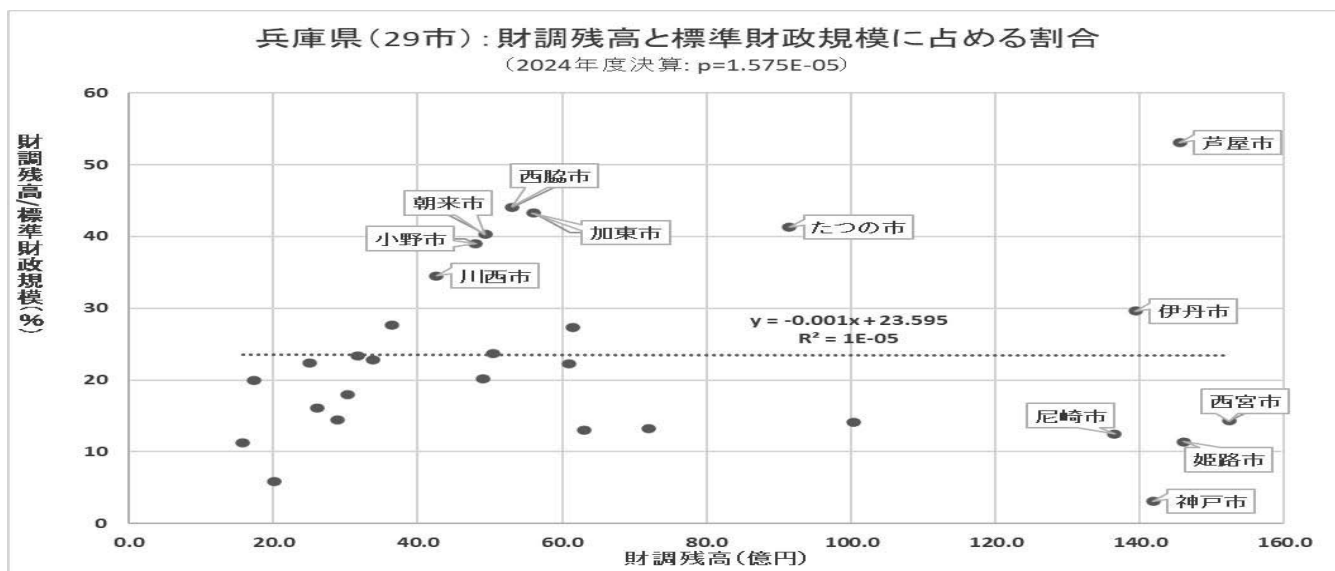
<図3-6-1> 全市区:財調残高と標準財政規模との関係



全市区では、財調の規模について標準財政規模の一定比率以上という助言を行っている道府県もあり、標準財政規模の10%以上を確保している市町村が比較的多いが、財調の額及び割合の分散はある程度大きい( $r = 0.161$ )。

39

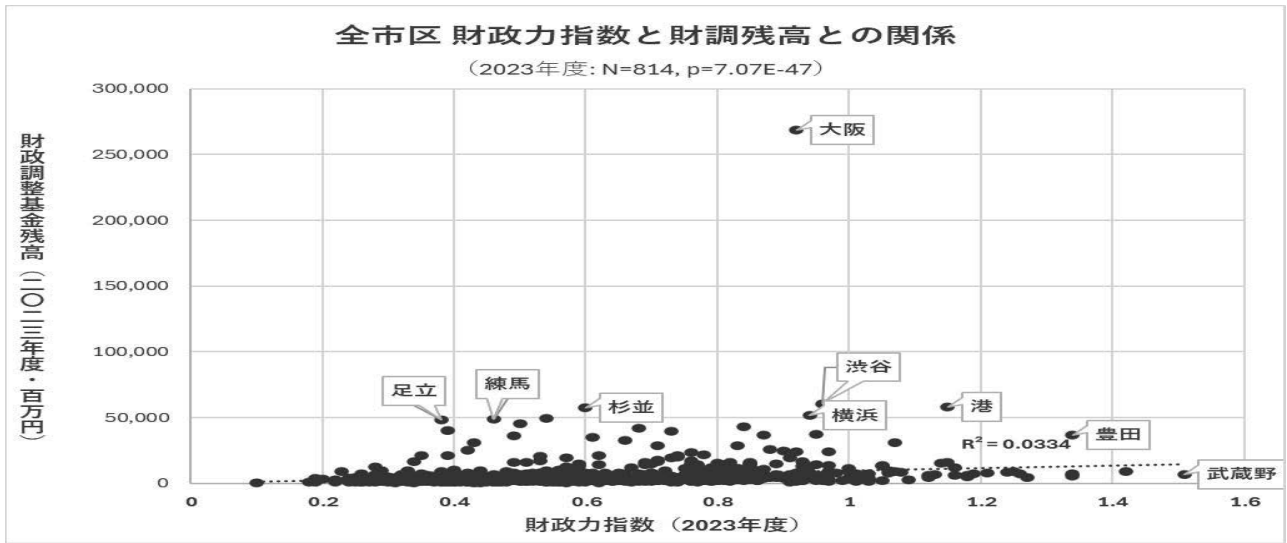
<図3-6-2> 財調残高と標準財政規模との関係(兵庫県市町村の事例)



兵庫県は、一律の割合以上ではなく、個別事情に応じた助言を行っている。実際に、大半の団体は標準財政規模の10%以上を確保しているが、財調の額及び割合の分散は大きい( $r = -0.004$ )。

40

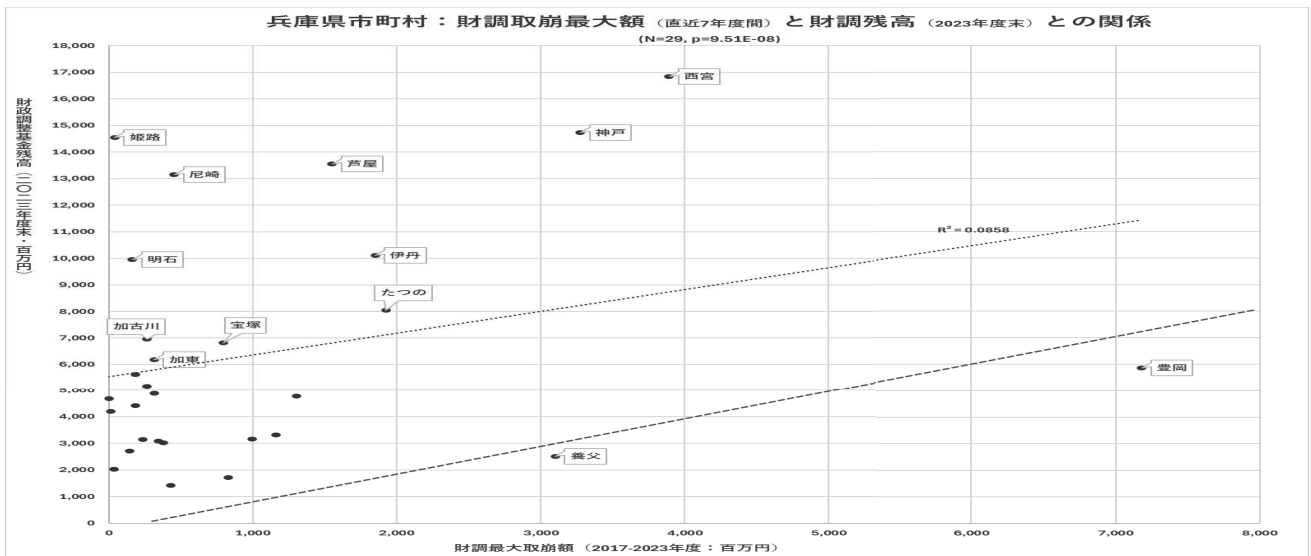
＜図3-7＞ 財政力指数と財調規模



標準財政規模は財調確保に係る目安の1つとして用いられることが多いが、一方、財調残高は、財政力指数とは、有意な相関は認められない(外れ値として大阪市を除いても  $r=0.23$ )。すなわち、「財政の余裕に応じて財調を積む」という取り扱いは行われていないことが窺われる。

41

2. 取り崩し額と財調 ＜図3-8＞ 最大取崩し額と財調規模(兵庫県内市町村 事例)

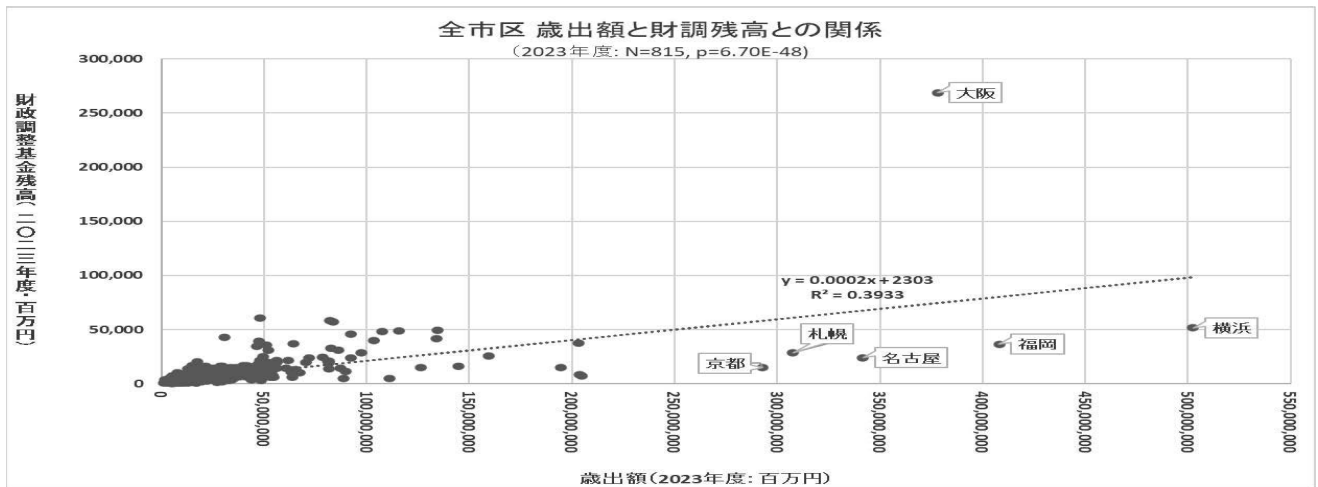


市町村の過去の最大取崩額と現在の財調残高には弱い相関しか認められないが ( $r = 0.293$ )、現在も2団体を除き最大取崩額以上の財調残高を有しており、過去の最大取崩額は財調の必要額の目安となっていることが窺われる。

42

### 3. 歳出額と財調規模

＜図3-9＞ 歳出額と財調規模(全市区)

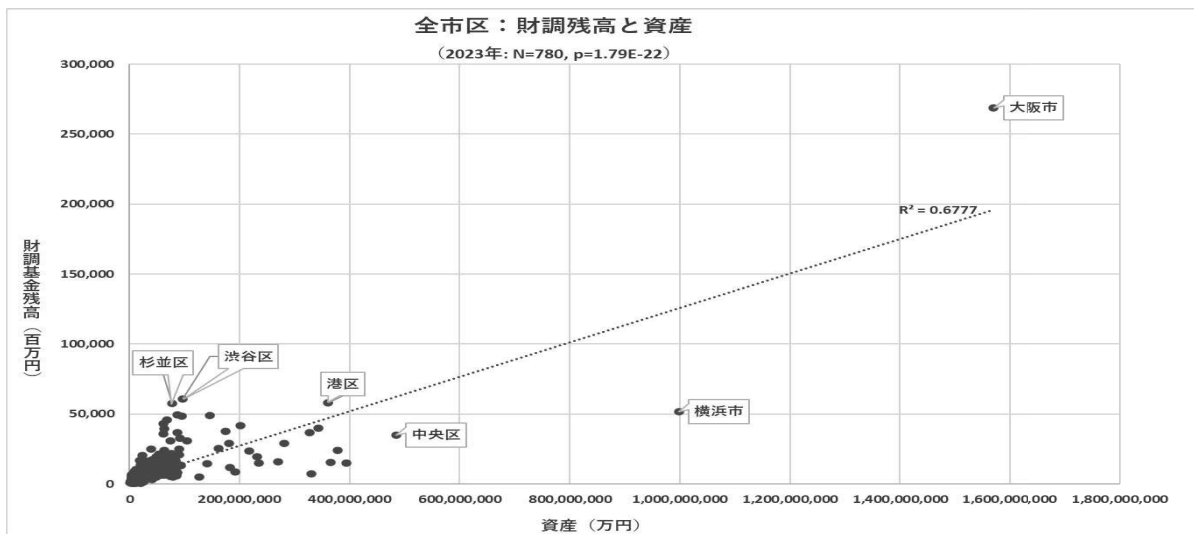


道府県は市町村に対し「歳出総額に応じた財調の確保」という助言は行っていない。しかし、歳出額と財調残高には相当程度の相関が認められ( $r = 0.627$ )、標準財政規模よりも、むしろ歳出総額の方が財調規模に与える影響は強い状況となっている。

3

### 4. 資産額と財調規模

＜図3-10＞ 資産額と財調規模(全市区)



財調の規模は資産額と強い正の相関が認められる( $r = 0.823$ )。そうであれば、現状を踏まえ、ゴーイング・コンサーンとして「資産規模に応じた財調を確保する」という理解を広める余地がある。

44

### 長野市の例【基金の推移】

- A. 基金全体は、ピーク時の平成4年度には602億円ありましたが、オリンピック時の施設建設用地費として土地開発基金を取り崩し、さらに、市民病院建設のため、市民病院建設基金を取り崩したことから、平成10年度には279億円にまで減少しました。その後、平成11年度の中核市移行や元利償還金に対する措置等、地方交付税が大幅に増となったことから、暫くは剰余金を財政調整基金に積み立てることができました。
- B. 令和5年度は、財政調整等3基金において、令和4年度決算剰余金の処分等として、財政調整基金に19億1,300万円を積み立てた一方、除雪等に係る一般財源が不足したことにより、財政調整基金から17億円を取り崩しました。
- また、令和6・7年度における臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するための「臨時財政対策債償還基金費」等として、減債基金に4億7,000万円を積み立てました。その結果、財政調整等3基金の令和5年度末基金残高は、前年度対比6億4,400万円、2.4%増の271億4,500万円となりました。

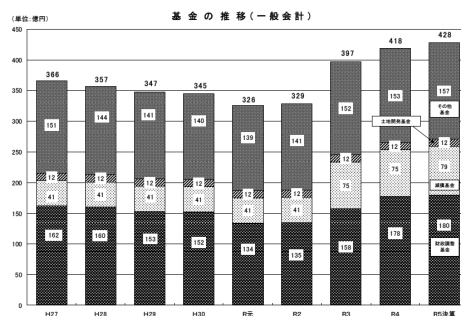
- A. 複数年度間にわたる取崩と積立  
B. 単年度における取崩と積立



ゴーイング・コンサーンとしてのBSを維持（資産ひいては純資産の堅持を示せば良い。



「資産規模に応じた財調を確保」という発想を持つべきではないか。



## IV. 結論

### 1. 老朽化対策

RQ1 償却率に影響を与えている要因は何か？

- 「人口当たり資産額が大きければ、更新投資に十分に資金を充当できず償却率が增高する」という有意な関係はみられない。意識の問題も多。
- BSの観点からの自治体の特性の自覚が不十分。

RQ2 償却率が増加しているにもかかわらず、住民1人当たり公共施設面積は増えている。償却率に歯止めがかからない要因は何か？

- 有形固定資産について、簿価と異なり、資産の使用価値は急には減少しないという意識が未だに強い。
- BSの実務上の浸透が不十分。
- インクリメンタリズムにより、維持補修費の顕著な増額を行いにくい。
- BSの作成が予算編成に間に合わない等。

RQ3 どのような償却率増高の歯止め策があるか？

◎相対的比較(重点対象)

- A. 住民1人当たりの負債額が大きい団体
- B. 財政力指数が高い一方、償却率が高い団体
- C. 住民1人当たり資産額が小さい一方、償却率が高い団体
- D. 将来世代負担比率が低い一方、償却率が高い団体

RQ4 上下水道の老朽化については、何が要因か？

- A. 料金収入担当部局と一般財源担当部局との統合的判断が困難。
- B. 料金回収率が100を切る中で、既存の事業計画を止めることが困難。  
⇒ 独立採算原則の明確化が必要。

47

## 2. 財調の規模

RQ 財調の規模はどのように決まっているのか？どのように考えるべきか？

H1 歳入の規模に見合う額：歳入ドリブン

- 標準財政規模が指標として用いられるイメージ。しかし実際には、道府県は個別事情を前提に助言。
- 結果として、標準財政規模や財政力指数との相関は弱い。  
⇒ 「財調は標準財政規模を基底にすべき」という考え方は、収支均衡的発想（財源を捻出し、将来に備える）？  
⇒ そうであれば、より明確にルール化すべきではないか？

H2 過去の最大取崩規模額に見合う額：取崩しドリブン

- 実質的な指標として用いられ、影響力を有していることが伺われる。

48

### H3 財政支出の規模に見合う規模：歳出ドリブン

- 道府県の助言の内容としては確認されないが、実質的な影響は否定し得ない。

### H4 資産規模に見合う額：資産ドリブン

- 道府県の助言の内容としては確認されないが、強い相関は認められる。

⇒ 「積立金の取崩し・積立を継続的に行うゴーイング・コンサーンとして必要な資産・純資産を確保する」という考え方もあり得るのではないか。

⇒ BSの視点からの財調の適正規模を探究。

49

## 提言

### 1. 老朽化対策（償却率）

- BS、減価償却、更新投資の周知
- BSを活用し得る出納整理の実務の見直し
- 相対的比較による更新投資の決定
- 独立採算原則の理念の明確化

### 2. 財調の規模

- 財政調整基金の本質的機能の明確化
  - ・ オールラウンドの予備財源
  - ・ 減債基金のバッファー
  - ・ （実質的）災害対策財源

いずれの機能がメインか？
- モデルチェンジ
  - （例）財政調整基金 ⇒ 緊急時対応基金、世代間調整基金のようにコンセプトを明確化。
  - 減債基金 ⇒ 財政安定化基金（政策的アピール）

50

<参考文献>

関西学院大学 会計学研究室『最新 会計学総論(第2版)』中央経済社、2008年。

総務省 「全国市町村の公会計指標(2022年度決算)」2024年。

総務省 「地方財政統計年報」2025年。

総務省 「地方公営企業年鑑 2014年度～2023年度」。

広瀬義州『財務会計(第13版)』中央経済社、2015年。

51

ありがとうございました。

明治大学 公共政策大学院 ガバナンス研究科  
木村俊介  
skimura@meiji.ac.jp

52

第2回地方分権に関する基本問題についての調査研究会（堀場座長）

議事概要

【日時】令和7年11月7日（金）18:00～19:30

【場所】中央合同庁舎第2号館自治財政局第2会議室

及び Skype for Business によるオンライン会議

【出席者（学識委員）】

堀場座長、中井座長代理、赤井委員、木村委員、國崎委員、佐藤委員、西川委員、橋本委員、花井委員、福重委員、御船委員、望月委員

【議事次第】

1 開会

2 議題

「財務諸表からみえること」

3 閉会

【議事概要】

「財務諸表からみえること」

（1）説明

発表資料に基づき、木村委員より説明。

（2）質疑応答

○ 複式簿記で日々仕訳を行えば、前年度の決算を翌年度の予算編成において参考にできる。現金主義会計から発生主義会計に置き換える作業は当然手間と時間がかかる。そういう意味で、複式簿記で日々仕訳を行わなければ、本当の意味で財務諸表を作る意義はない。

また、バランスシートは財務課、公共施設等総合管理計画や個別の施設は各事業課の所管であり、両者の連携が必ずしもうまくいっていないことが問題意識の希薄さにつながっている。

→ 日々仕分を導入できればより効果的かと思う。

○ 減価償却額をすべての施設で累計して分析すると、個別の団体の保有する資産構成の違いや更新時期の違いが見えなくなっているのではないか。例えば三島村のような離島と名古屋市では保有するインフラが全く異なり、それらをまとめて分析することにどのような意義があるのか。

→ 一般には有形固定資産全体の減価償却がどうなるかという点が問題になるので、累計額で見て、どれだけ積立てが必要かを考える。

一方で、学校や公民館などセグメント別に分析しないと全体像が見えづらいというのはある。

→ 総務省では、道路、庁舎、学校施設など、施設類型ごとに有形固定資産減価償却率等の情報を公表しており、類似団体と比較・分析できるようになっている。

○ 上下水道について、雨水対策と污水対策は区別して見ることができるのか。

→ 下水道は合流式と分流式があり、東京都以外のほとんどの団体が分流式下水道。統計上、雨水分と汚水分は分かれている。

○ これまではデフレだったが、今のようなインフレ下においては減価償却やバランスシートの捉え方を調整する必要があるのではないか。

→ 資産を再評価すれば問題ない。

→ ただ今回の発表は、インフレの有無とは関係なく、自治体の有形資産の減価償却率の上昇をテーマとするもの。

○ 財政調整基金の適正規模に関して、自然に考えれば、歳出のおおよその規模に合わせて積み立てておくべき額を決めるというイメージを持っている。

→ 決算剰余金の2分の1以上は財政調整基金に積み立てなければならないというのが法律で決められており、そこでは歳出というより、歳入や標準財政規模にあわせて財政調整基金の規模が考えられている。

→ 景気の影響による税収減に備えて、歳入面で財政調整基金を積んで備える必要がある。

○ 財政調整基金の規模は各自治体に異なる事情がある中で決まっていくもので、絶対的な適正な水準より、その推移、たとえば大きく変動がないとか、規模は大きくてもどんどん減っているなど、個別自治体の規模の動きから、財政調整基金のあり方を考えるべきではないか。

→ 財政調整基金の取り崩しは、緊急に財源を必要とするということで住民に説明がつくので、逆に取り崩した基金をどのような計画的に積み戻し安定性をアピールしていくかということに工夫を図っている印象。

○ 資産規模に応じて、ストックとして財政調整基金を持つておくという発想は大事だと思う。

一方、フローとして、長期的な財政収支として、人口減等に備えておく必要があるという説明も可能だと考える。

→ 資産規模に応じた積立てと、将来の財政収支を見通した積立ての両面が重要。

○ ファイナンスにはバリュー・アット・リスクという考え方があり、将来どれくらい損失が発生するかを試算する。地方財政においても、将来どれくらいの確率で財政的な危機が生じ、どのレベルで国が支援してくれるかを示すことができれば、財政調整基金の正当な積み方も明らかになると思う。

→ 技術的にそのような計算が可能になれば国からの助言もあり得るが、地方財政においてそこまでリスク計算を行うところまでは至っていないと思うので、将来的な話。

